# 令 和 5 年 第 3 回(定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録

令和 5 年 9 月 1 日 令和 5 年 9 月 8 日 令和 5 年 9 月 1 5 日

議会事務局

# 目 次

# 第 1 号( 9 月 1 日 )

議事	日	程	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1
本日の	会議は	こ付	し	た	事	件	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2
出 席	議	員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3
欠 席	議	員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3
議会事	務局	職員	出	席	者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3
説明の	ために	出席	し	た	者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3
開会・	開議	宣言	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5
会期の	決定に	こつ	١١	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5
会議録	署名詞	義員	0	指	名	に	つ	١٧	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 6
町長	諸 報	と 告	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 6
議 会	報	告	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•		•		•		•	•		•	•					•	•		•			•		•	10
議案第	4 7	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
議案第	4 8	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
議案第	4 9	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
議案第	5 0	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
議案第	5 1	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
議案第	5 2	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
議案第	5 3	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
議案第	5 4	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
議案第	5 5	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
議案第	5 6	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
議案第	5 7	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
議案第	5 8	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
議案第	5 9	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
議案第	6 0	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
議案第																																						
議案第	6 2	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
議案第																																						
報告第	3	号	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
報告第																																						
諮問第																																						
諮問第																																						
散	슺•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	32

# 第 2 号( 9 月 8 日 )

議 事 日 程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

本日の急	会議に	付	した	事	件			•	•			•				•										•							•			•	33
出 席	議	員						•	•																		•		•							•	33
欠 席	議	員			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•						•		•	•					•			•			•	33
議会事	务局職	員	出席	者	٠.	•			•	•	•	•	•	•	•	•								•						•			•			•	33
説明の	ため出	席	した	:者	٠.	•		•	•															•						•			•				33
開議	宣	言				•			•		•													•									•				35
11番	議員	( /	今村	<b>-</b>	桂	子		•												•									•			•				•	35
5番	議員	į į	男澤	į	_	夫		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•			•	41
散	会••	•			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•			•	46
								É	育	ć	3	7	<u>コ</u> .	(	Ç	9	J	1	-	1 5	5	E	3	)													
	日																																				
本日の会																																					
	議																																				
	議																																				
議会事																																					
説明の7																																					
開議																																					
議案第																																					
議案第																																					
議案第																																					
議案第																																					
議案第	5 1	号	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	50
議案第																																					
議案第																																					
議案第																																					
議案第																																					
議案第																																					
議案第																																					
議案第																																					
議案第																																					
議案第																																					
発議第	3	亏	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	76

発講	第	4	号		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	77	
委員	会の同	閉会	中の	り継	鮱続	調	査(	こ~	つし	17	·	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	78	
議員	の派遣	貴に	つし	17	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	78	
閉	会				•	•	•		•			•	•	•	•	•	•		•			•	•	•	•	•		•	•		•	•		•	•		79	

#### 令和5年 第3回(定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録(第1日)

令和5年9月1日(金曜日)

#### 議 事 日 程(第1号)

令和5年9月1日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第47号 令和4年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第48号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第49号 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 日程第 8 議案第50号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 日程第 9 議案第51号 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 日程第10 議案第52号 令和4年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第53号 須恵町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第54号 須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について
- 日程第13 議案第55号 須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第56号 須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例
- 日程第15 議案第57号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第58号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第59号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第18 議案第60号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第19 議案第61号 自治功労者の推薦について
- 日程第20 議案第62号 自治功労者の推薦について
- 日程第21 議案第63号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第22 報告第 3号 令和4年度須恵町健全化判断比率の報告について

- 日程第23 報告第 4号 令和4年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第24 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第25 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第47号 令和4年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第48号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第49号 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 日程第 8 議案第50号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 日程第 9 議案第51号 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 日程第10 議案第52号 令和4年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第53号 須恵町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第54号 須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について
- 日程第13 議案第55号 須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第56号 須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例
- 日程第15 議案第57号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正す る条例
- 日程第16 議案第58号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第59号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第18 議案第60号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第19 議案第61号 自治功労者の推薦について
- 日程第20 議案第62号 自治功労者の推薦について
- 日程第21 議案第63号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第3号)

日程第22 報告第 3号 令和4年度須恵町健全化判断比率の報告について

日程第23 報告第 4号 令和4年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について

日程第24 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について

日程第25 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について

# 出 席 議 員(13名)

1番	平	Щ		諭	2番	Щ	原	幸	治
3番	白	水	春	夫	5番	男	澤	_	夫
6番	稲	永	辰	己	7番	Щ	口	満	浩
8番	百	田	輝	子	9番	Ξ	角	栄	重
10番	猪	谷	繁	幸	11番	今	村	桂	子
12番	三	上	政	義	13番	田	ノ	Ŀ.	真
14番	松	Щ	力	弥					

# 欠席議員 (なし)

# 事務局出席職員職氏名

	局	長	梅	野	猛	主任主事	吉	開	英	
--	---	---	---	---	---	------	---	---	---	--

# 説明のため出席した者の職氏名

町		長	平	松	秀	_	副	田	Ţ	長	稲	永	修	司
教	育	長	猪	股	清	貴	税	務割	果理	事	合	屋具	真 由	美
総	務課	長	諸	石		豊	都	市整	備課	長	世	利	昌	信
まり	らづくり記	果長	吉	Ш	聡	士	地:	域 振	興課	長	平	Щ	幸	治
税	務 課	長	中	牟	田	健	福	祉	課	長	安	河 内	ひと	み
住	民 課	長	百	田		敦	会	計管	9 理	者	横	Щ		剛
健儿	東増進 護	長	舛	本	直	明	学	校教	育課	長	吉	本	孝	治
ふる	うさと応援	課長	船	井	弘	喜	子育	育て支	援課	長	稲	岡	真 太	郎
社会	会教育調	果 長	伊	藤	泰	彦	上下	水道調	果事業	課長	岩	﨑		勝

上下水道課管理課長	権	藤	武	範	総	務	課参	事	黒	Ш	忠	敬
総務課課長補佐	石	津	伸	篤	監	查	委	員	抬	松	辰	美

#### 午前10時00分開会

○議長(松山 力弥) おはようございます。今日からライブ配信中でございます。ということでございますので、念願でありました町民の皆様に今の議会の在り方を即見ていただくことになりましたので、委員会でのまた審査、そして議会での審議等、よろしくお願いいたします。

開会前に広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申出があっており、許可したいと思いますので、よろしくお願いします。

ただいまから令和5年第3回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議会運営委員長(今村 桂子) おはようございます。

令和5年第3回定例会議会運営委員会の協議結果を報告します。

8月25日午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回、提出された議案は17件、報告2件、諮問2件、町長諸報告5件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会4件、文教厚生委員会3件、決算審査特別委員会6件、予算審査特別委員会1件で、議案第47号から議案第52号までの決算の認定について、議案第58号から議案第60号までの糟屋郡公平委員会委員の選任について、議案第61号及び議案第62号の自治功労者の推戴について、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦については関連議案のため一括議題といたします。

なお、議案第58号から議案第60号までの人事案件、諮問第1号及び諮問第2号は、本日、 提案理由の説明後、採決を行います。

会期は、本日9月1日から15日までの15日間。4日から7日までは午前10時から決算審査特別委員会。8日、午前9時から一般質問、終了後、全員協議会。11日、午前9時から工事施工案件現場視察及び説明、終了後、各常任委員会。12日、午前10時から予算審査特別委員会。15日、午前10時から最終本会議、終了後、広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

#### 日程第1. 会期の決定について

○議長(松山 力弥) 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を本日から9月15日までの15日間とすることに御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を本日から9月

#### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長(松山 力弥) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第117条の規定により8番議員、9番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

〇議長(松山 力弥) 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

**〇町長(平松 秀一)** 皆さん、おはようございます。 9月定例会を招集しましたところ、全議員 の御出席の下、当初本会議を迎えられますこと、感謝申し上げます。

それでは、町長諸報告を申し上げます。

#### 令和4年度一般会計決算について

まず、初めに令和4年度の一般会計決算についてでございます。

令和4年度一般会計決算につきましては、歳入総額122億2,348万5,269円に対しまして歳出総額117億9,285万8,705円、歳入歳出差引額4億3,062万6,564円でございます。前年度決算額に対しまして、歳入は3.0%、歳出は2.7%の増となっております。財政構造の弾力性を示します経常収支比率につきましては90.9%と4.7ポイント増加いたしました。

では、具体的に歳入から申し上げます。

町の自主財源の60%を占めております町税でございますが、33億1,243万円となっております。町民税の収納率<math>98.6%、固定資産税は99.4%、町税全体で収入額が4.3%上がり、1億3,500万円の増収でございます。

次に歳出でございます。

まず、人件費でございますが、13億2,850万円。1億8,432万円の減でございます。 職員数につきましては、一般事務、幼稚園教諭、再任用職員のフルタイム・短時間を含めまして職員数は160人、会計年度任用職員は幼保民営化で民間に移籍されたことにより32人の減の23人です。

次に普通建設事業費でございますが、7億9,474万円。対前年度より45.8%の増でございます。

令和4年度の主な事業としましては、補助事業では新原~旅石線道路改良工事を実施いたしま した。単独事業では、第三幼児園改築工事、中部防災センター建設に伴う外構工事、旧国鉄志免 炭鉱跡地用地取得費、庁舎内トイレ洋式化工事、文化会館舞台吊物改修工事、文化会館屋上防水 改修工事、福祉センター増改築工事などを行いました。

災害復旧事業でございますが、台風・大雨の被害により佐谷観音谷地区農地災害復旧工事を行いました。

次に繰出金でございます。

令和4年度の繰出金は13億5,626万円で、1億88万円、率にいたしまして8.0%の増 でございます。

町特別会計への繰出金といたしまして、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計へ7億7,820万円、公共下水道事業特別会計へ約2億6,891万円、農業集落排水事業特別会計へ3,527万円、福岡県介護保険広域連合本部に負担金として2億7,389万円を支出いたしております。

なお、積立金につきましては、財政調整基金5億63万円、ふるさと応援基金2億 1,660万円、公共施設等整備基金7億657万円を積み立てております。

基金の取崩しにつきましては、当初予算において6億1,100万円を繰入金として計上いた しておりましたが、最終的には公共施設等整備基金積立てのための財政調整基金6億円の取崩し となりました。

財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金を合わせましたところの令和4年度末の基金高は37億613万円、ふるさと応援寄附金は7億6,400万円となりました。合計で44億7,000万円となり、過去最高の基金保有額となっております。

新型コロナウイルス感染症の物価高騰に対する支援につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用いたしまして、感染防止対策や暮らしの支援、価格高騰による支援など3億4,706万円を投じて積極的に対策を講じてまいっておりました。

また、小中学校を含め多くの公共施設の長寿命化や改修を今後進めてまいりますので、議員の皆様、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

最後に、議案の提出に合わせまして財政健全化法に伴います財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足率を監査委員の意見をつけまして御報告いたしておりますが、両比率につきましては前年度に引き続き正常の範囲内であったことを申し添えます。

#### 令和4年度水道会計事業決算について

次に令和4年度水道会計事業決算についてでございます。

令和4年度は比較的雨量が少ない年となりましたが、町の配水量に関しましては安定的な供給ができております。

令和4年度収支は消費税抜きで水道事業収益が6億1,528万8,425円に対しまして同費 用は5億4,110万5,933円で当年度純利益は7,418万2,492円の黒字となっており ます。

収入面では主な収入であります給水収益が前年度と比較しましてわずかに減少しております。 これは、給水申込件数は増加しておりますが、コロナ禍での自宅中心の生活スタイルがコロナ前 に戻りつつあり、また節水効果の高い生活家電の普及等によるものと思われます。

費用面では隔年実施の浄水場の新砂入替え業務を令和4年度に実施したことや動力費の高騰等によりおよそ1,000万円の増加となっております。

今後も、これまで以上に経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と 安全で良質な水道水を安定的に供給できますよう努めてまいります。

#### エネルギーや食料品の価格高騰による支援について

次にエネルギーや食料品の価格高騰による支援についてでございます。

今回、2つの支援策を提案させていただいております。

まず、エネルギーや食料品の物価高騰などで影響を受けている町内の子育て世帯並びに高齢者への生活支援策としましてゼロ歳から18歳及び65歳以上を対象に1人につき5,000円の生活支援商品券を発行いたします。

なお、今回はキャッシュレス決済を促進するためカードタイプの電子商品券を予定しております。

商品券は町内の小売店や飲食店で使うことができ、11月中旬から商品券の取扱店舗を募集し、 商品券の利用期間は12月から来年2月末までを予定しております。

次に、保護者が負担する学校給食につきまして、現在、1食当たり280円でございますが、 近年の食材の価格高騰により給食の質を維持していくことが困難な状況となっております。

令和5年度においてもさらに食材価格の高騰が続いているため、児童の栄養を確保するためには1食当たり310円が必要となります。安定した学校給食の運営を図り、併せて保護者の負担軽減を図るため、小学校3校に対しまして合計で1,291万円の給食材料費を支援いたします。

この2つの支援は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における エネルギー・物価高騰対応分を活用した須恵町独自の事業でございますので、御審議方よろしく お願いいたします。

#### トイレトレーラーの災害派遣について

次にトイレトレーラーの災害派遣についてでございます。

令和5年7月10日の記録的大雨で土石流に見舞われた久留米市にトイレトレーラーを派遣いたしました。同月15日夕方に久留米市よりトイレトレーラーの派遣要請があり、翌16日早朝に久留米市へ派遣、朝8時には設置完了しております。

設置場所は久留米市田主丸町竹野地区で、今回の記録的大雨により土石流に見舞われた場所の

近くに設置しており、被災者や工事関係者、ボランティアの方などに利用されております。

令和2年度にトイレトレーラーを購入し、新型コロナウイルスの影響によりトイレトレーラーを使う機会がありませんでした。本年度は、新型コロナウイルスも5類に移行し、8月12日開催のふれあいレインボー夏フェスに設置し、お披露目する予定にしておりましたが、人命には代えられないという思いから派遣を決断いたしました。

今後もトイレトレーラーによる被災地支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

# 子どもに対する医療費助成の拡充について

最後に子どもに対する医療費助成の拡充についてでございます。

本議会において子どもに対する医療費助成の拡充を図るための条例改正案を提出させていただいております。

町民の皆様が安心して子どもを産み育てる希望がかなえられ将来に明るい希望を持てる社会づくりは、町長就任以来、最重要課題と考え、取り組んでまいりました。

子どもに対する医療費の助成制度を充実させることは、子育て世帯を経済的に支援し、これから子どもを産み育てたいと考えている方々にも安心感を持っていただけると考えております。

助成拡充の具体的な内容としましては、まず、3歳から小学校就学前の子どもについては、入院・通院ともに自己負担なし、無料で医療を受けられるものといたします。小中学生につきましては、入院は無料とし、通院は1医療機関につき月額500円までの自己負担で受診できるものとします。

世界に例を見ない速度で進んでいる我が国の少子高齢化は国の在り方に関わる大きな問題ですが、全国的に人口減少が進む中、福岡都市圏を構成する糟屋地区は人口増加が続いております。

須恵町が住みたい魅力ある町であり続けるためには魅力ある糟屋地区であり続けることが大切であると考えております。このたびの子どもに対する医療費助成の拡充につきましては糟屋地区の市町長協議会で長い時間をかけて議論した上で近隣市町と足並みをそろえて本議会に提案させていただいております。

町内外の住民から須恵町が選ばれる町となるため、子どもの成長や子育てを支援する施策を実施し、子どもと家族に笑顔が輝き、未来につながるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

今回、提案させていただく制度の改正では、3歳から中学校までの子どもは、子ども医療費助成制度、重度障がい者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、どの制度の対象になっている子どもも全て今よりも充実した同じ内容の助成を受けられる改正案といたしております。

詳細は、条例改正案で御提案し、御説明させていただきます。議員各位の御理解を賜りますよ うよろしくお願いいたします。 以上でございます。

○議長(松山 力弥) これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係ある事項につきましては提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

# 日程第4. 議会報告

○議長(松山 力弥) 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。3番、 白水春夫君。

○議員(3番 白水 春夫) 皆さん、おはようございます。

北筑昇華苑組合議会を報告いたします。

令和5年8月9日に古賀市役所第1委員会室において第2回定例会が開催されました。

議事日程についてはお手元の資料のとおりです。

日程第4、諸報告では議会報告第1号の地方自治法の規定による出納検査及び定期監査の結果報告がありました。

日程第5、第17号議案令和5年度北筑昇華苑組合会計補正予算(1号)については、歳入歳 出予算それぞれ1,067万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億 9,998万7,000円とし、全員賛成で可決しました。

日程第6、第18号議案から第20号議案、糟屋郡公平委員会の選任について、糟屋郡公平委員会委員の任期が令和5年10月31日で満了となることに伴い後任委員を選任するに当たり糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により組合議会の同意を求めるもので、安倍政明氏、城戸清壽氏、尾畠弘典氏以下3名についてはそれぞれ全員賛成で同意しました。

日程第7、第21号議案令和4年度北筑昇華苑組合会計決算の認定については、歳入総額4億147万6,070円、歳出総額3億7,003万434円、歳入歳出差引額6,444万5,636円となっており、全員賛成で認定しました。

詳細は議員控室に置いてありますので、御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

- 〇議長(松山 力弥) 次に粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。 6番、稲永辰己君。
- ○議員(6番 稲永 辰己) 令和5年8月21日月曜日に行われました令和5年第3回8月粕屋 南部消防組合議会定例会について御報告いたします。

粕屋南部消防組合議会定例会の議事日程についてはお手元の資料のとおりでございます。

日程第4、議案第13号から日程第6、議案第15号糟屋郡公平委員会委員の選任同意につい

ては糟屋郡公平委員会委員が令和5年10月31日で満了に伴い後任委員を選任するに当たり議会の同意を求めるもので、城戸清壽氏(篠栗町)、安倍政明氏(久山町)、尾畠弘典氏(福岡市)の選任についてそれぞれ全員賛成で同意しました。

日程第7、議案第16号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため人事院規則により設けられた特殊勤務手当の特例の一部が改正されたことにより新型コロナウイルス感染症に係る消防手当の特例の削除について議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第8、議案第17号粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び火災予防条例(例)が改正されたことに伴い、変電設備、急速充電設備、蓄電設備、厨房設備の条文の一部改正について議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第9、議案第18号令和4年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、 実質収支に関する調書で歳入総額21億8,482万4,834円、歳出総額21億2,209万 9,200円、歳入歳出差引額6,272万5,634円、事故繰越繰越額3,670万 8,040円、実質収支額2,601万7,590円となっており、全員賛成で認定しました。

日程第10、議案第19号令和4年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計決算認定については、実質収支に関する調書で歳入総額5,031万7,723円、歳出総額3,436万5,375円、歳入歳出差引額1,595万2,348円、実質収支額1,595万2,348円となっており、全員賛成で認定しました。

日程第11、報告第1号粕屋南部消防組合一般会計事故繰越し繰越計算書については令和4年度事業において完了できなかった事業について次年度に繰り越すもので、コロナウイルス感染症及び半導体の納期遅延等の諸事情により、AVM・無線通信施設移設事業委託契約(化学消防ポンプ自動車)納期遅延、化学消防ポンプ自動車整備事業シャシ納期遅延、緊急連絡車整備事業シャシ納期遅延により翌年度に繰り越すべき財源として事故繰越繰越額3,670万8,040円とするとの報告がありました。

詳細につきましては議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしく お願いいたします。

以上をもちまして令和5年第3回8月粕屋南部消防組合議会定例会についての報告を終わります。

**〇議長(松山 力弥)** 次に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。 5 番、男澤一夫 君。 ○議員(5番 男澤 一夫) 令和5年8月21日に行われました令和5年第2回須恵町外二ヶ町 清掃施設組合議会定例会について御報告いたします。

議事日程につきましてはお手元の資料のとおりとなっています。

日程第3、組合長諸報告については、し尿処理施設酒水園につきましては、放流水は安定した水質が維持されており、令和4年度は1万62キロリットルのし尿を処理し、順調に処理業務が行われているとのことであります。しかし、施設は昭和57年より稼働し、41年が経過し、老朽化が進んでおり、改修工事等を行いながら延命化対策を図っているとの報告があっております。

次に、ごみ処理施設クリーンパークわかすぎにつきましては、RDF施設及びリサイクルプラザの両施設とも順調に稼働しており、RDF施設におきましては令和4年度は4万3,465トンの可燃ごみを処理し、2万5,316トンのRDFを大牟田リサイクル発電所に再出したとのことであります。

また、リサイクルプラザにおきましては2,970トンの不燃粗大ごみ等を処理しており、そのうち有価物としましてアルミ缶、スチール缶やペットボトルなどを約1,000トン排出し、6,839万円の売却益が出ているとの報告があっております。

次に、大牟田リサイクル発電事業につきましては、去る7月11日に2023年度大牟田リサイクル発電事業連絡会議があり、清算金見込額が提示されております。

次期ごみ処理施設整備事業の進捗状況につきましては、6月14日に建設予定地の造成工事及び整備工事の安全祈願祭を執り行いまして、現在、整備工事に着手しております。整備工事は9月末終了予定で、その後、造成工事に着手し、令和6年7月末に竣工予定でございます。

また、次期ごみ処理施設整備運営事業の事業者選定を選定委員会にお願いしており、11月中 旬に最優秀提案者を選定の上、答申を頂き、11月下旬には事業者を決定いたします。

地元3区への対策事業については検討委員会の代表者会議を重ねながら地元要望について協議 を行っており、今年度中には協定書の調印を行う予定で進めているとの報告があっております。

日程第4、議案についてですが、人事案件4件を含め6件、報告は2件、上程されております。 議案第8号須恵町外二ヶ町清掃施設組合監査委員の選任については須恵町の御手洗辰雄氏が選 任され、全員賛成で同意しております。

議案第9号令和4年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については、 決算総額につきまして、収入済額20億8,890万6,869円、支出済額17億8,561万 1,782円、差引残額3億329万5,087円となっております。須恵町の分担金としまして は3億4,106万円で3町分担金総額の31.3%となっております。全員賛成で認定しており ます。

議案第10号令和5年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)については、

歳入歳出それぞれ37万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,286万8,000円とするものです。

主なものとしまして、歳入につきましては前年度繰越金の確定により須恵町分担金につきましては6,028万7,000円の減額となっております。

歳出の増額の主な要因としましては、給与改定による補正額が17万9,000円、監査委員費の補正額が5,000円、次期ごみ処理施設整備事業費の来年3月に予定している調印式のための補正額が18万9,000円の増額になっております。

全員賛成で可決しております。

議案第11号から議案第13号の糟屋郡公平委員会委員の選任についてはそれぞれ全員賛成で 同意しております。

日程第5、報告については、報告第1号令和4年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計継続費に係る繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するもので、次期ごみ処理施設整備事業の継続費の総額22億5,808万2,000円、うち令和4年度の予算計上額13億4,568万2,000円に対し、翌年度逓次繰越額12億8,714万770円。繰越しの主な理由としまして造成及び整備工事の契約が年度末になったことによる工事費等の繰越しと報告を受けております。

報告第2号令和4年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するもので、周辺対策工事の7,512万2,000円に対し、翌年度繰越額3,000万円。繰越しの理由としまして関係機関との調整に時間を要したことによる工事費の繰越しと報告を受けております。

詳細につきましては議員控室に資料を置いておりますので、御参照願います。

以上で須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告を終わります。

- ○議長(松山 力弥) 次に糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。 7番、川口 満浩君。
- ○議員(7番 川口 満浩) おはようございます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を行います。

令和5年8月28日、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において第2回定例会が開催されました。

議事日程についてはお手元の資料のとおりでございます。

議案第4号令和5年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算(第1号)については、歳入歳出予算の総額1億440万1,000円に歳入歳出それぞれ565万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,005万9,000円とするものです。

歳入については令和4年度に確定いたしました繰越金の追加、歳出については、林業費の森林 整備業務委託料の費用532万1,000円、加えて予見し難い将来の状況変化から生ずる財政 需要に備える予備費として33万7,000円を追加するもので、全員賛成で可決しました。

議案第5号令和4年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額1億384万4,526円、歳出総額7,818万5,714円、歳入歳出差引額2,565万8,812円、実質収支額2,565万8,812円となっており、歳入の主なものは、県補助金2,702万5,360円、財産売払収入2,300万1,518円、繰越金2,950万9,172円、歳出の主なものは、総務管理費1,860万887円、林業費5,733万5,827円、道路橋梁費141万2,000円となっており、全員賛成で認定しました。

議案第6号から議案第8号糟屋郡公平委員会委員の選任について、篠栗町の城戸清壽氏、久山 町の安倍政明氏、福岡市の尾畠弘典氏をそれぞれ全員賛成で同意しました。

なお、詳細につきましては議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますようよろ しくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長(松山 力弥) そのほか閉会中の活動につきましては事前に資料を載せておりますので、 報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと 認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第47号から議案第52号まで、議案第58号から議案第60号まで、議案第61号及び議案第62号、諮問第1号及び諮問第2号については、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

#### [「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。 次に、議案第58号から議案第60号まで、諮問第1号及び諮問第2号は、議会運営委員会報告にありましたように、提案理由の説明後、本日、採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(松山 力弥)** 御異議なしと認めます。よって、本日、採決することに決定しました。

#### 日程第5. 議案第47号

日程第6. 議案第48号

日程第7. 議案第49号

日程第8. 議案第50号

日程第9. 議案第51号

日程第10. 議案第52号

○議長(松山 力弥) 日程第5、議案第47号令和4年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第48号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第49号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第50号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第51号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第52号令和4年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。横山会計管理者。

**〇会計管理者(横山 剛)** おはようございます。

それでは、議案第47号から議案第51号までの令和4年度須恵町一般会計及び各特別会計の 歳入歳出決算の認定について一括して御説明申し上げます。

なお、先ほどの町長の諸報告と一部重複する部分があるかと思いますが、御了承をお願いいた します。

また、監査委員による決算審査につきましては、去る7月14日から7月28日まで実施されまして意見書を提出していただいておりますので、決算の内容、主な財政指標等、後ほど御参照いただきたいと思います。

それでは、別冊の令和4年度須恵町歳入歳出決算書により御説明いたします。

最初に議案第47号令和4年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

決算書の4ページ、5ページをお開きください。

歳入の収入済額の主な構成比を申し上げますと、1款町税は歳入全体の27.1%、7款地方消費税交付金5.5%、10款地方交付税17.6%、次の6ページ、7ページに移りまして、14款国庫支出金18.5%、15款県支出金7.3%、17款寄附金6.0%、18款繰入金4.9%、21款町債4.2%となっております。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は96.7%、調定額に対する収入率は99.0%となっております。

次に8ページ、9ページの歳出の支出済額の主な構成比を申し上げます。

2款総務費は歳出全体の23.7%、3款民生費37.3%、4款衛生費10.1%、8款土木

費4.5%、次の10ページ、11ページに移りまして、9款消防費3.8%、10款教育費10.8%、12款公債費5.3%となっております。

一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は93.3%ですが、予算現額から翌年度繰越額2億9,410万円を除いた執行率は95.5%となっております。

翌年度へ繰り越す額の内容は、第三幼児園(仮称)改築工事、旧柱田ため池災害復旧事業となっております。

次に12ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額122億2,348万5,269円に対して歳出総額117億9,285万8,705円で歳入歳出差引額4億3,626万564円。これから4.翌年度へ繰り越すべき財源(2)繰越明許費繰越額6,187万9,000円を差し引いた実質収支額は3億6,874万7,564円。この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は1,335万2,298円の赤字です。

これに黒字要素であります財政調整基金への積立金5,062万5,000円を加え、赤字要素であります財政調整基金からの取崩し額6億円を差し引いた実質単年度収支は財政調整基金から公共施設等整備基金への振替により5億6,272万7,298円の赤字となっております。

次に議案第48号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。 252ページ、253ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は100.2%、調定額に対する収入率は93.1%となっております。

次の254、255ページの一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は99.9%となっております。

次の256ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額28億8,221万5,398円に対して歳出総額28億7,507万2,458円で歳入歳出差引額は714万2,940円となり、実質収支額も同額です。

これを単年度収支で見ますと279万9,983円の黒字です。これに黒字要素であります前年度分の交付金返還金等1,907万295円を加え、法定繰入金以外の一般会計からの赤字補填繰入金3,528万円を差し引いた実質単年度収支は1,340万9,722円の赤字となっております。

次に議案第49号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。 286ページ、287ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は100.3%、調定額に対する

収入率は98.6%となっております。

次の288ページ、289ページー番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は93.9%となっております。

次の290ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額4億2,318万3,799円に対して歳出総額3億9,610万7,637円で歳入歳出差引額は2,707万6,162円、実質収支額も同額です。

次に議案第50号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。 304ページ、305ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は99.8%、調定額に対する収入率は99.3%となっております。

次の306ページ、307ページの一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は99.2%となっております。

次の308ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額11億134万6,949円に対して歳出総額10億9,441万1,294円で歳入歳出差引額は693万5,655円、実質収支額も同額です。

最後に議案第51号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

328ページ、329ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は99.9%、調定額に対する収入率はほぼ100%となっております。

次の330ページ、331ページの一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は94.3%となっております。

次の332ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額6,482万4,992円に対して歳出総額6,120万3,050円で歳入歳出差引額は362万1,942円、実質収支額も同額です。 以上でございます。

- 〇議長(松山 力弥) 次に権藤上下水道課管理担当課長。
- **〇上下水道課管理担当課長(権藤 武範)** おはようございます。

議案第52号令和4年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

別冊の令和4年度水道事業会計決算書で説明いたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町水道事業決算報告書です。

なお、以下、消費税込みの決算額を報告いたします。

1、収益的収入及び支出です。

収入です。

第1款水道事業収益、5ページの2列目で、決算額6億7,360万1,473円、前年度比 0.4%の減です。主な要因は開発行為に伴う給水手数料の減によるものです。

次に支出です。

第1款水道事業費用、5ページの3列目で、決算額5億6,943万2,308円、前年度比 2.1%の増です。主な要因は浄水場の新砂入替え業務実施による委託料及び材料費の増です。

次に6ページ、7ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出です。

収入です。

第1款資本的収入、7ページの3列目で、決算額1,975万2,700円、前年度比28.7%の増です。これは公共下水道事業特別会計からの水道管移設補償費の増によるものです。

次に支出です。

第1款資本的支出、7ページの2列目で、決算額1億9,580万5,647円、前年度比23.9%の増です。主な要因は下水道工事に伴う工事請負費の増によるものです。

6ページの下段です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,605万2,947円は、過年度損益勘定留 保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填いたしました。

以上です。よろしくお願いいたします。

- ○議長(松山 力弥) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、田ノ上真君。
- ○議員(13番 田ノ上 真) 13番、田ノ上でございます。

ただいま決算の説明でございましたが、本定例会の決算の認定は各会計において適正かつ効率 的な予算執行がなされているかどうか。

また、予算執行の財政的・経済的効果あるいは住民福祉の増進などそれぞれの行政効果を確認 する上で重大な使命を有しているものでございます。

また、この決算の認定は町長から監査委員の意見書を付して審議・審査が行われます。意見書につきましては事前に拝読しておりますが、ここで吉松監査委員に今回の意見書の作成に当たり令和4年度決算についての感想及び危惧する点がございましたら答弁をお願いしたいと思うものでございます。よろしくお願いします。

- ○議長(松山 力弥) 吉松監査委員、よろしく。自席のほうで結構でございます。御説明をお願いします。
- ○監査委員(吉松 辰美) それでは、令和4年度の各会計決算についての御報告及び感想を申し上げます。

まず、毎年、同じなんですが、審査の手続としまして、まず1番目に決算の計数は正確であるか、それから経理事務は関係法令を遵守し、違法、不当、その他の問題点はないか、それから予算の執行に当たっては効率的・合理的になされているか、決算状況から見て財政運営は健全かつ適正になされているかなどの視点で審査を実施いたしました。

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別説明書、実質収支に関する調書及び財産に 関する調書等の各決算資料は関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係帳簿等、そ の他帳票処理と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われているものと認められました。

また、私の詳細な感想は決算審査意見書の各会計の結びに記載しておりますので、ここでは割愛させていただきます。

また、危惧する点といたしましては、適正に事務処理は行われている中でも、人が行う事務ですので、細部についてはミスや認識がないことでの処理や事務の漏れが散見されました。このような不備はまだチェック体制の強化で改善できるレベルであると考えます。重大なミスに発展する前に内部統制制度の構築を願うものであります。

内部統制制度とは事務上のリスク(処理ミスや不正)が発生しないための対応策を整備・運用 する仕組みで、法令等を遵守しつつ適正な業務の執行を組織的に徹底することで行政サービスに 対する信頼確保を図るものです。

この内部統制制度は県・市では義務化されており、町村では努力義務でございますが、将来的には全自治体に導入が義務化されることが予見されることからぜひ構築への御検討を執行部にお願いいたします。

議員の皆様におかれましては、決算の認定は、住民の福祉の増進のため我々監査委員と違う視点での予算執行における行政効果また財政民主主義の観点から審査されますことを御期待申し上げます。

また、監査委員の果たすべき職務の重要性に鑑み、今後とも研さんに努めまして公正公平の立場で使命感と責任感を持って職務を遂行してまいります。議会の皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げまして答弁といたします。

以上でございます。

**〇議長(松山 力弥)** よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。――これにて質疑を終結しま

す。

お諮りします。議案第47号から議案第52号については、議長、監査委員を除く11人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

#### [「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第52号までは、 決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、正副委員長については調整ができておりますので、報告します。委員長に田ノ上真君、 副委員長に猪谷繁幸君であります。

ここでお諮りします。暫時、休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(松山 力弥)** 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

**〇議長(松山 力弥)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

......

#### 日程第11. 議案第53号

○議長(松山 力弥) 日程第11、議案第53号須恵町下水道事業の設置等に関する条例の制定 についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。権藤上下水道管理課、もとい、上下水道課管理担当課長。

**〇上下水道課管理担当課長(権藤 武範)** 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第53号須恵町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。

この条例の制定について別紙のとおり提出するものです。

提案理由としまして、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の 規定に基づき令和6年4月1日から須恵町下水道事業に法の規定の全部を適用することに伴い必 要な事項を定めるため当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

内容につきましては、須恵町公共下水道事業特別会計及び須恵町農業集落排水事業特別会計の 2会計につきまして、地方公営企業法を適用し、須恵町下水道事業を設置するよう定めるもので す。 附則といたしまして「この条例は令和6年4月1日から施行する」としております。 以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(松山 力弥) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。よって、議案第53号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって、議案第53号を総務建設産業委員会に付 託します。

## 日程第12. 議案第54号

○議長(松山 力弥) 日程第12、議案第54号須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。権藤上下水道課管理担当課長。

**〇上下水道課管理担当課長(権藤 武範)** 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第54号須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制 定についてでございます。

この条例の制定について別紙のとおり提出するものです。

提案理由としまして、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の 規定に基づき令和6年4月1日から須恵町下水道事業に法の規定の全部を適用することに伴い当 該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

内容につきましては、須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、関係条例のうち11本 につきましては内容の改正及び4本につきましては廃止するものです。

改正の主な内容は、条文中、「水道事業」と表記している箇所を「公営企業」に、また「町 長」と表記している箇所を「管理者」に改める等の所要の改正などです。

附則といたしまして「この条例は令和6年4月1日から施行する」としております。 以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(松山 力弥) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。──質疑なしと認めます。よって、議案第54号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって、議案第54号を総務建設産業委員会に付 託します。

#### 日程第13. 議案第55号

○議長(松山 力弥) 日程第13、議案第55号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

**○住民課長(百田 敦)** おはようございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第55号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例です。

この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。子育て世帯の経済的負担をより一層軽減させることを目的として子ども医療費助成制度を拡充するため当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

第2条、定義でございます。この条例における用語の定義の改正です。

第1項第1号「子ども」について改正前の条文で「須恵町に住所を有する乳幼児、児童及び生徒」としております。これを「生徒」を削除して「乳幼児及び児童」と改めます。理由につきましては3号の「児童」のところで述べさせていただきます。

改正前の条文では重度障がい者医療費の支給を受けている者は子ども医療の対象から除くとなっております。今回の改正案では中学生以下の子どもは全て子ども医療制度の対象とします。そのため、この除外規定を削除しています。

第2号の「乳幼児」につきましては、改正前の条文では対象年齢によって助成内容が違うことからアの3歳になる月の末日までにある者とイの3歳になる月の翌月から6歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者という2つの区分になっております。これを今回の改正で乳幼児は全て同じ医療費全額を助成することから「6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者」という区分にまとめます。

次に3号の「児童」につきましては、改正前の条文では、3号で「6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」、すなわち小学生を「児童」、そして4号で「12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」、すなわち中学生を「生徒」と定義しておりました。

これを、児童福祉法その他の法令で規定する年齢区分に従い、改正後の3号で「15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者」、すなわち小中学生は全て「児童」と定義します。 これによりまして改正前の1号及び4号の「生徒」を削除します。

第4条、子ども医療費の支給額の改正です。

次の4ページをお願いいたします。

第1項、改正前の条文では、ただし書と表中で乳幼児、児童、生徒の3区分で医療機関で自己 負担する金額の上限額を規定しております。入院以外の場合は、乳幼児のうち3歳になる月の翌 月から小学校就学前の方は一月につき800円まで、小学生は一月につき1,200円まで、中 学生は一月につき1,600円までを自己負担する上限額とし、これを超える額を子ども医療費 として支給しております。入院の場合は、1日につき500円まで、一月に3,500円までは 自己負担する規定としております。

改正後は、入院以外の場合、乳幼児は医療費全額を支給するものとし、小中学生は自己負担の 上限額を医療機関ごとに一月につき500円までとし、これを超える額を支給すると規定しております。入院につきましては、第2項を追加し、対象者が入院した場合は当該入院に係る自己負担分の相当額の全額を支給する条文を追加しております。

2ページにお戻りいただきまして、附則です。

第1項で「この条例は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する」とし、第2項で「町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町子ども医療費の支給に関する条例第5条に係る子ども医療費の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる」としております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(松山 力弥) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。──質疑なしと認めます。よって、議案第55号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって、議案第55号を文教厚生委員会に付託します。

# 日程第14. 議案第56号

○議長(松山 力弥) 日程第14、議案第56号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長(百田 敦) 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第56号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例です。 この条例について別紙のとおり提出するものです。 提案理由です。子育て世帯の経済的負担をより一層軽減させることを目的として重度障がい者 医療費助成制度を拡充するため当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

第3条、対象者の改正です。

第1項第1号「対象者」では、改正前の条文で、この条例の対象者を「須恵町の区域内に住所を有する3歳に達する日の属する月の翌月からの者であること」としておりましたが、子ども医療費支給条例の改正で中学生以下の子どもを全て子ども医療費の支給対象とする改正によりまして、現行制度では子ども医療費支給制度、重度障がい者医療費支給制度、両方の対象となっておりました3歳到達翌月から中学生までの子どもは重度障がい者医療費の対象者ではなくなります。よって、対象者の年齢の規定を削除し、「須恵町に住所を有する者」と改正します。

第2項は、この条例の対象者から除外する者の規定です。第1項の改正理由により、第3号を 追加し、須恵町子ども医療費の支給に関する条例第2条第1号に規定する子どもを除外の対象と しております。

第4条重度障がい者医療費の支給額です。

第1項第1号で入院の場合の支給額を規定しており、改正前の条文で15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者についての金額を規定しておりますが、中学生以下を全て子ども医療の対象にすることによりこの規定が不要になるため改正後の条文で削除しております。

2ページに戻っていただいて附則です。

第1項で「この条例は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療に係る重度障がい者医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する」とし、第2項で「町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例第5条に係る重度障がい者医療費の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して重度障がい者医療証を交付することができる」としております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(松山 力弥) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。──質疑なしと認めます。よって、議案第56号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって、議案第56号を文教厚生委員会に付託します。

#### 日程第15. 議案第57号

○議長(松山 力弥) 日程第15、議案第57号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

**○住民課長(百田 敦)** 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第57号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例です。 この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。子育て世帯の経済的負担をより一層軽減させることを目的としてひとり親家庭 等医療費助成制度を拡充するため当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。 詳細につきましては新旧対照表で御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第4条、ひとり親家庭等医療費の支給です。

第1項で対象者のうち小中学生について今回提案させていただいております子ども医療費の支 給額と同額とする改正を行っております。

第1項第2号、改正前の規定で、入院以外の場合は1医療機関ごとに一月につき800円を自己負担額の上限とし、これを超えた額を支給すると規定しております。改正後は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある対象者にあっては医療機関ごとに一月につき500円を自己負担額の上限とし、これを超えた額を支給する規定を追加しております。

第2項は入院に関する規定の追加です。改正前の制度では、入院の場合、1日につき500円、 一月につき3,500円までは自己負担としておりますが、前項ただし書の規定にかかわらず 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある対象者が入院した場合は当該入院に係 る自己負担分相当額の全額を助成するとしております。

3ページに戻っていただいて附則でございます。

第1項で「この条例は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療に係るひとり親家庭等医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する」とし、第2項で「町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条に係るひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を行い、受給資格者に対してひとり親家庭等医療証を交付することができる」としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(松山 力弥) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。──質疑なしと認めます。よって、議案第57号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって、議案第57号を文教厚生委員会に付託します。

日程第16. 議案第58号

日程第17. 議案第59号

日程第18. 議案第60号

○議長(松山 力弥) 日程第16、議案第58号から日程第18、議案第60号までの糟屋郡公 平委員会委員の選任について3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

**〇町長(平松 秀一)** 議案第58号、59号、60号につきましてはいずれも糟屋郡公平委員会 委員の選任についてでございます。

提案理由といたしましては、糟屋郡公平委員会委員の任期が令和5年10月31日で任期満了することに伴い後任委員を選任するに当たり糟屋郡公平委員会規約第3条1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第58号公平委員会委員の選任について。

糟屋郡公平委員会第3条第1項の規定により下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任すること について議会の同意を求めるものでございます。

住所、篠栗町津波黒3丁目13番16号、氏名、城戸清壽、生年月日、昭和28年2月13日、 任期、令和5年11月1日から令和9年10月31日まででございます。

次に議案第59号糟屋郡公平委員会委員の選任についてでございます。

糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

住所、久山町大字久原1372番地、氏名、安倍政明、生年月日、昭和28年1月1日、任期、 令和5年11月1日から令和9年10月31日まででございます。

議案第60号糟屋郡公平委員会委員の選任についてでございます。

糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

住所、福岡市中央区大手門2丁目5番15、ゾンネンハイム大手門214、氏名、尾畠弘典、 生年月日、昭和59年11月15日、任期、令和5年11月1日より令和9年10月31日まで でございます。

よろしくお願いいたします。

**〇議長(松山 力弥)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑あり

ませんか。――質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、 御異議ありませんか。

#### [「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決に入ります。 議案第58号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第58号糟屋郡公平委員会の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第59号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第59号糟屋郡公平委員会の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第60号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第60号糟屋郡公平委員会の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

#### 日程第19. 議案第61号

#### 日程第20. 議案第62号

〇議長(松山 力弥) 日程第19、議案第61号及び日程第20、議案第62号自治功労者の推 載について2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

**〇町長(平松 秀一)** 議案第61号並びに議案第62号については自治功労者の推戴についてでございます。

議案第61号自治功労者の推戴について。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

住所、須恵町大字上須恵113番地、氏名、長澤誠司、生年月日、昭和28年5月25日。 令和5年9月1日、須恵町長、平松秀一。

提案理由は、自治功労者の推戴について提案するものでございます。

議案第62号自治功労者の推戴について。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

住所、須恵町大字旅石129番地1、氏名、本原康子、生年月日、昭和27年3月13日。 令和5年9月1日提出、須恵町長、平松秀一。

よろしくお願いいたします。

○議長(松山 力弥) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。よって、議案第61号及び議案第62号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって、議案第61号及び議案第62号を総務建 設産業委員会に付託します。

#### 日程第21. 議案第63号

○議長(松山 力弥) 日程第21、議案第63号令和5年度須恵町一般会計補正予算(第3号) を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長(諸石 豊) 議案書の1ページをお願いします。

議案第63号令和5年度須恵町一般会計補正予算(第3号)についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出するので本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては令和5年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,060万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を125億9,054万4,000円とするものです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

第2条で地方債の追加は第2表地方債補正による、第3条で債務負担行為の追加は第3表債務 負担行為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。

主なものを申し上げます。14款2項国庫補助金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨

時交付金及び保育対策総合支援事業費国庫補助金で5,814万4,000円の増額補正、15款2項県補助金は保育所等給食支援費県補助金で596万5,000円の増額補正、16款2項財産売払収入は不動産売払収入で619万2,000円の増額補正、19款1項繰越金は収支調整のため前年度繰越金1億4,464万8,000円を増額補正、21款1項町債は農地・農業用施設災害復旧事業債で300万円の増額補正です。

続いて、3ページ、歳出です。

主なものを申し上げます。 2 款 1 項総務管理費は職員人件費や財政調整基金積立金、校区コミュニティ推進事業などで 2,4 3 2 万 2,0 0 0 円の増額補正、3 款 1 項社会福祉費は障がい者福祉サービス事業の障がい福祉サービスシステム再構築業務委託料などで 1,1 9 2 万円の増額補正、3 款 2 項児童福祉費は職員人件費やアザレア幼児園ほか 4 園に対する保育所等給食支援事業費補助金などで 2,5 3 6 万円の増額補正、7 款 1 項商工費は生活支援商品券発行事業で 9,4 3 4 万 7,0 0 0 円の増額補正、8 款 2 項道路橋梁費は道路新設改良事業で 6 7 5 万 7,0 0 0 円の増額補正、1 0 款 2 項小学校費は小学校 3 校への小学校給食費物価高騰対策補助金 1,2 9 1 万円の増額補正、5 項社会教育費は類似公民館等施設整備費補助金や久我記念館の展示室監視カメラ設置工事などで 6 5 6 万 2,0 0 0 円の増額補正です。1 1 款 1 項農林水産業施設災害復旧費は農地・農業施設災害復旧事業及び林業施設災害復旧事業で 1,2 3 9 万 6,0 0 0 円の増額補正です。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正、1、追加です。農林水産業施設災害復旧事業債、限度額300万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

5ページをお願いします。

第3表債務負担行為補正の1、追加です。

須恵町子ども計画策定支援業務委託、期間、令和6年度から令和8年度まで、限度額660万円。給食調理等業務委託(須恵南幼稚園分)、期間、令和6年度から令和8年度まで、限度額6,214万3,000円。保育所派遣業務委託(須恵南幼稚園分)、期間、令和6年度から令和8年度まで、限度額1億8,427万2,000円。粕屋南部消防組合負担金(令和4年度借入債償還分)、期間、令和5年度から令和9年度まで、限度額1,081万2,000円でございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(松山 力弥) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。──質疑なしと認めます。よって、議案第63号を、議長を除く12人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって、議案第63号を予算審査特別委員会に付 託します。

なお、正副委員長については、決算審査特別委員会同様、委員長に田ノ上真君、副委員長に猪 谷繁幸君であります。

# 日程第22. 報告第3号

〇議長(松山 力弥) 日程第22、報告第3号令和4年度須恵町健全化判断比率の報告について を議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長(諸石 豊) 報告第3号令和4年度須恵町健全化判断比率の報告についてでございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町健全化判断比率について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第 1項の規定により監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告いたします。

この法律は、各自治体が財政の健全性に関する比率を公表し、財政の早期健全化及び財政の再生を図ることを目的にしております。

次に2ページをお願いいたします。

実質赤字比率は一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。連結実質赤字比率は一般会計及び特別会計を含めた町全体の会計を対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。どちらも赤字がありませんので、ハイフン記号で表示しております。

実質公債費比率とは一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で3年間の平均です。今年は6.9%、前年度は7.0%でしたので、0.1ポイント下がりました。これは公営企業債等繰出金が減となったためです。この比率の早期健全化基準は25%ですので、須恵町は健全な団体と言えます。

次の将来負担比率は公営企業出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。23.5%、前年度が34.4%でしたので、10.9ポイント下がりました。これはふるさと応援基金積立金や公共施設整備基金による充当可能基金の積立額の増加によるものです。この比率の早期健全化基準は350%でございますので、これも須恵町は健全な団体と言えます。

なお、別冊の決算審査意見書では、監査委員に書類審査していただきましたところ、以上の比率について適正である旨の御意見を頂いております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(松山 力弥) 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。──質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

# 日程第23. 報告第4号

○議長(松山 力弥) 日程第23、報告第4号令和4年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告 についてを議題とします。

報告を求めます。権藤上下水道課管理担当課長。

**○上下水道課管理担当課長(権藤 武範)** 報告第4号令和4年度須恵町公営企業の資金不足比率 の報告についてでございます。

1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町公営企業の資金不足比率について地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第22条第1項の規定により監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告いたします。

2ページをお願いいたします。

1、令和4年度公営企業の資金不足比率。

特別会計の名称、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計。以上の3会計ともに資金不足比率には該当しないことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長(松山 力弥) 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。──質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

\_\_\_\_\_.

#### 日程第24.諮問第1号

# 日程第25. 諮問第2号

○議長(松山 力弥) 日程第24、諮問第1号及び日程第25、諮問第2号人権擁護委員の推薦 について、以上、諮問2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

〇町長(平松 秀一) 諮問第1号人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の 意見を求めるものでございます。

住所、須恵町大字旅石72番地、氏名、丸山信幸、生年月日、昭和24年7月4日、任期、令和6年1月1日から令和8年12月31日。

令和5年9月1日提出、須恵町長、平松秀一。

提案理由は、人権擁護委員丸山信幸氏が令和5年12月31日をもって任期満了のため、その

後任を推薦するための提案でございます。

諮問第2号人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の 意見を求める。

住所、須恵町大字上須恵769番地の6、氏名、小南久代、生年月日、昭和35年3月1日、 任期、令和6年1月1日から令和8年12月31日。

令和5年9月1日提出、須恵町長、平松秀一。

提案理由は、人権擁護委員米倉清美氏が令和5年12月31日をもって任期満了のため、その 後任を推薦するための提案でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(松山 力弥) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。──質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、 御異議ありませんか。

#### [「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。討論を省略し、諮問第1号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については 原案のとおり賛成することに決定しました。

諮問第2号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

#### [起立全員]

- ○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については 原案のとおり賛成することに決定しました。
- ○議長(松山 力弥) 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は9月8日午前9時から行います。

本日はこれにて散会します。

#### 午前11時49分散会

# 令和5年 第2回(定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録(第2日) 令和5年9月8日(金曜日)

## 議 事 日 程(第2号)

令和5年9月8日 午前10時00分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

### 出 席 議 員(13名)

1番	平	Щ		諭	2番	Щ	原	幸	治
3番	白	水	春	夫	5番	男	澤	_	夫
6番	稲	永	辰	己	7番	Ш	П	満	浩
8番	百	田	輝	子	9番	三	角	栄	重
10番	猪	谷	繁	幸	11番	今	村	桂	子
12番	111	上	政	義	13番	田	1 ]	Ŀ	真
14番	松	Щ	力	弥					

## 欠席議員 (なし)

### 事務局出席職員職氏名

局	長	梅	野	猛	主任主事	吉	開	英
---	---	---	---	---	------	---	---	---

## 説明のため出席した者の職氏名

町			長	平	松	秀		副	町		長	稲	永	偅	多	司
教	育	Ĩ	長	猪	股	清	貴	税系	务 課	理	事	合	屋	真	由	美
総	務	課	長	諸	石		豊	都市	i 整 備	請課	長	世	利	E	=	信

まちづくり課長	吉川聡	地域振興課長	平 山 幸 治
税 務 課 長	中牟田	建 福 祉 課 長	安河内ひとみ
住 民 課 長	百田	会計管理者	横山剛
健康増進課長	舛 本 直	学校教育課長	吉 本 孝 治
ふるさと応援課長	船 井 弘	子育て支援課長	稲岡慎太郎
社会教育課長	伊 藤 泰	上下水道課事業課長	岩 﨑 勝
上下水道課管理課長	権藤武	総務課参事	黒 川 忠 敬
総務課課長補佐	石 津 伸	意 監 査 委 員	吉 松 辰 美

### 午前9時00分開議

○議長(松山 力弥) おはようございます。今日は一般質問でございますけども、今日は須恵町の共生のまちづくりの皆さんの傍聴でございます。

そして、この当初、本会議初めて須恵町議会でライブ配信を行ったわけでございますけども、 今日もライブ配信、町民の皆さん見ておられますので、一般質問の方、よろしくお願いいたしま す。

それでは、これから本日の会議を開きます。

### 日程第1. 一般質問

〇議長(松山 力弥) 一般質問を行います。

一般質問は、議員申合せにより、質問時間は答弁を含め1時間以内、質問回数は3回までとなっております。

順番に発言を認めます。11番、今村桂子君。

○議員(11番 今村 桂子) 11番議員、今村桂子です。通告に従い、ランドセルの無償配布 について質問いたします。

この件については、須恵町の子育て世代の方々から私に陳情があり、質問をさせていただくことになりました。その中に男性の方もいらして、子育てに対する男性の関わり方が進んできていることを肌で感じました。本日も、代表の方が傍聴にいらしております。それでは、質問いたします。

小学校入学までに必ず準備するのがランドセルです。物価高騰が進む昨今、ランドセルの価格 も年々高騰して、4万円から10万円以上です。金銭的にゆとりがない家庭にとっては大きな出 費です。

添付資料1を御覧ください。

福岡市におけるランドセル1個当たりの価格の推移です。2023年2月では4万9,300円が平均でしたが、月を追うごとに物価上昇が続いています。4月入学の親を対象にした調査では、ランドセルの平均購入金額は5万6,425円、購入金額帯は6万5,000円以上が30%を超える結果となっているとのことです。

そこでお尋ねをいたします。須恵町では、ランドセルについての規定はありますか。通常のランドセルはデパートなどで売っている革製のものが多く、重さは1キロ以上と言われています。

資料3と資料の次のページを御覧ください。

これは1万5,000円ほどのアウトドアメーカー、モンベル社の840デニールナイロン製、TPUラミネートの通学用リュックサックで、教科書やタブレットなど、学校で使う様々なもの

をオールインワンで収納できる通学用バックパックです。従来の革製品ランドセルに比べて約半分の550グラムと軽量で、雨にも強く子どもでも扱いやすい工夫を凝らしています。このような通学用リュックサックでもランドセルの代わりとして使用可能ですか。ランドセルについては、教育長にお尋ねをいたします。

次に、ランドセルの無償配布の実施について、町長にお尋ねをいたします。

コロナや物価高の影響などもあり、低所得の子育て世帯も広がる中、自治体が独自に小学校入学の児童を対象に、ランドセルや通学用リュックサックなどを無償で配布する取組が広がっています。本年から、富山県立山町、山口県防府市も取組を開始しています。

添付資料2を御覧ください。

これは、茨城県日立市が無償配布しているランドセルです。無償配布をしている自治体は多数 ありますが、日立市は無償配布の先駆けで、取組を始めて40年以上が経過しています。保護者 への経済的負担の軽減と、子どもへの入学祝いの2つの意味を込めて贈呈を行っています。資料 2のランドセルは、日立市がかばん店に作ってもらっているもので、1万円程度で誰でもかばん 店に問い合せて買えるそうです。現在、赤黒以外を検討中だそうです。

ほかの自治体で配布されているランドセルも、資料2の2枚目のようなリュックサックで、多様性やLGBTなどへの配慮から、赤黒だけではなく、ほかの色も追加され、選択できるようになっています。福岡県内でも、子育て支援策として実施されている自治体もあります。

また、先ほど紹介したアウトドア用品の製造販売を行っているモンベルに製作を委託し、資料 2のワンパックというリュックサックを無償配布しているのが、今回から参入をしている日立市 の自治体でもございます。

資料4を御覧ください。

年齢別人口集計表です。ゼロ歳から6歳が対象となります。毎年、須恵町内の小学校に入学する新1年生に入学祝いとしてプレゼントするとして、来年度は入学予定者が309人です。入学祝いとしてプレゼントすることで、各家庭の経済支援という観点から、喜ぶ家庭が多いと思います。また、子どもたちも、町からのプレゼントはうれしいと思いますし、毎日使用するランドセルはいつまでも思い出として心に残ると思います。

子ども・子育て支援策として、今議会に子ども医療費の補助額の拡大と、子ども1人につき 5,000円のカード支給が提案されていますが、ぜひとも須恵町においても経済的負担の軽減 と子どもたちへの入学祝いとして、ランドセルの贈呈はできませんか、お尋ねをいたします。

- **〇議長(松山 力弥)** 答弁を求めます。学校教育課長。
- ○学校教育課長(吉本 孝治) おはようございます。ランドセルの無償配布をについて御説明いたします。

ランドセルに関しましては、百貨店の夏の目玉商戦の一つに挙げられるほど注目度の高い商品となっています。テレビなどでも各社が競ってCMを流し、消費者の購買意欲を高めていることは承知しています。また、色やデザインの種類はもとより、値段も一、二万円台から10万円以上する商品まで品ぞろえは豊富です。確かに議員がおっしゃるように、物価高騰が進む中でランドセルの購入は大きな出費であることは否定できません。

それでは、質問要旨に沿って御説明いたします。

- 1、2については、併せて説明させていただきます。
- 1、ランドセルについて規定はありますか。2、通学用リュックサックでも使用可能ですかについてです。

ランドセルについての規定はありません。様々な色、形のものが流通しておりますが、制限や 指定は行っておりません。そのため、通学用リュックサックを使用することも可能です。

3、子育て支援策としてランドセル無償配布の実施についてのお考えはありますかについてです。

ランドセルの購入については、入学時に児童自身が楽しみにしていることや、保護者や祖父母がプレゼントする喜びもあると思います。先ほども申しましたように、夏休みに祖父母の元へ里帰りをする時期を狙ってランドセル商戦が熱を帯びているのも事実です。可愛い孫や子どもにランドセルをプレゼントするのを楽しみなさっている御家庭が多いのも事実です。また、そのことは、受け取った児童が6年間ランドセルを大切に使うことにもつながっていると考えます。一律に無償配布することを望んでいらっしゃる方がどれだけおられるかは分かりませんし、一律に配布することで幅広いデザインや機能の選択肢を奪うことにもなります。

そのため、無償配布ではなく、教育の質を向上させることを目的とした支援員等の人的配置の 継続や、学習環境の整備や支援等に努めてまいりたいと思います。

なお、人的配置では、特別支援教育や少人数指導等の補助教員を会計年度任用職員で雇用して おります。これまで行ってきた支援としては、入学時に各家庭で購入していただいていた算数ボックスの教材を町が一括購入し、2年間貸与するという方法を取って、保護者の負担軽減を図っております。

そして、議員が御心配なさっている住民税非課税世帯や家計急変世帯及びひとり親世帯に対しましては、児童1人当たり5万円の給付を行っておりますし、また、住民税非課税世帯につきましては、福祉の対策として1世帯当たり3万円の支給も併せて実施しております。さらに、この9月議会の補正予算に計上し、御審議いただきますが、子育て支援策として18歳以下の子育て世帯への商品券の発行や、物価高騰による材料費の値上げ分の小学校給食費の補助を考えております。

以上のような支援策を講じておりますので、新たにランドセルの無償配布については、繰り返しになりますが、考えておりません。

- 〇議長(松山 力弥) 今村桂子君。
- ○議員(11番 今村 桂子) 今、お返事がございましたが、ランドセルについての規定はありませんということでございますが、現在、リュックサック型を使用している子どもはいないわけでございます。その中で、安いということも、軽いということもあり、リュックサック型のものを使用したいと思ったとき、1人だけまたそれをからっていると、やはりいじめにつながる可能性があるということで、親御さんが大変心配をされていることが事実でございます。

ですから、もしこういう規定がないのであれば、リュックサック型のこういうものもありますというような内容のものを入れていただくとか、こういうものでも大丈夫ですよということを周知していただきたいというお願いがございました。その件については、いかに考えていらっしゃるかということを1点お聞きをいたします。

それから、子どものランドセルについては、親御さんじゃなくて、祖父母がランドセルをプレゼントするというのが楽しみだということも、もちろん分かっております。しかし、裕福な高齢者ばかりではありません。年金生活で2か月1回頂く年金よりもランドセルが高く、負担に感じているという祖父母もいらっしゃることもまた事実でございます。

そういうこともありますし、まずはランドセルを全員に交付、負担なしでプレゼントしていた だければ大変ありがたいなということを保護者の方々からも聞いております。

今、試算を私のほうで一応してみたんですけれども、ランドセルが、資料4を見ていただきますと、毎年新1年生が約300人から340人いらっしゃいます。入学祝いとして、例えば、今回資料に挙げていますモンベル社製の1人当たり1万3,500円のランドセルを支給したといたします。これをプレゼントすれば、毎年405万円ほどかかることになります。来年入学予定児の309人にプレゼントすれば、417万1,500円かかることにはなります。

しかし、全員が希望するわけではなく、これをやっているところに確認したところ、配布要領の案ですが、あらかじめ町から新1年生を持つ各家庭に支給申込書また兼誓約書ということで、転売防止目的のものを送付いたします。9月から12月に各小学校で開催する就学時健康診断で展示会を行って、支給申込書等を回収して、入学説明会当日にお好みの色のリュックサックを配布するという流れで行われているそうです。

福岡県で実施している町では、全員が希望するわけではなく、約80%弱の方が申請して支給をされています。須恵町で当てはめると309人の80%の約248人で、税抜きが334万8,000円かかることになります。このぐらいの金額というか、この金額をどう見られるかは分かりませんが、子育てをしている方たちにとっては、非常に経済的に負担がかかる。また、高

齢者も、祖父母がランドセルを買わないといけないというプレッシャーもある方もたくさんいらっしゃると思います。

そんな中で、ぜひ町のほうから、これが普通のランドセルではなくて軽い550グラムの、例えば今言っています新しい形のリュックサック型のアウトドアメーカーのモンベル社であれば、 普通のランドセルを持っている方でも、また荷物が重いときにそれを使いたいとか、そういうことも起こってくると思います。ぜひ検討をお願いしたいと思います。答弁を求めます。

### 〇議長(松山 力弥) 平松町長。

○町長(平松 秀一) 内容については、今もう担当課長が言ったとおりのことでございます。議員さん方は、町民の方々の代表であり代弁者であるわけですから、議員さんもランドセルの無償配布についてお尋ねがあって、今回一般質問をなさったんだろうと思いますけども、この町の経営をやっている私としては、全体を俯瞰した上で何が必要かということを見ながらやっていく必要があると思っています。

ランドセルに関しては、先ほど担当、私も教育委員会にいたから分かるんですけども、ランドセルというのは強制ではなくて、私たちもちっちゃい頃からランドセルってあって、恐らく戦後の風習として生まれたんだろうと思うんですけれども、これ何も文部科学省が強制しているわけでも何でもなくて、それが全国に普及して今に至って、大きなメーカーとかいろんなところの、何ていいますか、購買意欲をそそるような商戦の中でだんだんヒートアップしているんでしょうけども、須恵町の場合は、根本的に考えて、ランドセルだけを捉えるんじゃなくて、私、教育長になったときに申し上げたように、ゼロ歳から15歳まで切れ目がない教育を支援していくんだと、これは子育て支援じゃなくて子ども支援でございます。子どもの心を救う、保育所や幼稚園のときに家庭的に恵まれない人たちとか、いろんなことも含めた上で、小学校に上がっていって中学校までに心をつくり上げていく。そのための教育のための予算というのを当時の町長に申し上げて、よその市町村と比べても教育予算に対する比率は高うございます。特に人的配置やりながらです。

その中でも、やはり給付型のもので用意しなければならないものについては、財政面を考えながら一つずつやっているわけでございまして、ランドセルだけを捉えて、一番最初全員に給付なさったらどうかということで、2問目では希望者に、以後は、議員の中でもどっちがいいか分からない。保護者の中でもランドセルでいいと思ってらっしゃる人もいらっしゃる。この問題自体は、我々が無償化しますと言って、全員の保護者が納得するかというと、そんな問題じゃないと思います、これは。

先ほど言ったように、生活困窮にある方々に対して不公平やないかということですけども、それの対策については、先ほど担当が言いましたように、準要保護世帯、保護世帯に対する補助金

もありますし、その中にランドセルの購入もやって構わないようにたしかしていると思います。 だから、生活的に困っている人たちがランドセルを買えないかというと、それを使ってもいいよ うにしているはずです。

ですから、今のところランドセルにスポットを当てて、須恵町が補助をやるというんではなくて、もっと広く俯瞰する中で、子どもたちにとって何が一番幸せなのかを考えながら、いろんなサービスを考えていく必要があると思います。

また、2問目でも同じような質問になっていますので、2問目でも私のほうからお答えしたい と思いますけども、議員の質問が悪いとか言っているんじゃないです。できればいいんでしょう けども、そういう状況にランドセルはないということを御理解いただきたいなと思います。

それ以外のもので、議員から提案があって、これをやったほうがいいなと思うのは、どんどん やっていきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(松山 力弥) 今村桂子君。
- ○議員(11番 今村 桂子) 確かに今言われるみたいに、補助金の中でランドセルの制度もあるということでございますが、皆様、やはりランドセルが高額になっているということが、すごく経済的な負担になって、心を痛めていらっしゃることもまた事実でございます。

こんな中で、全員にということはやっぱり平等性ということで、するんだったら全員かなということで、私も全員にという、公平にということで全員に、また、お金的に厳しいというのであれば希望者にということで、両方の質問をさせていただいたところでございます。

いろんな子育で支援のことがあっているということでございますが、高齢者の運転免許自主返納のことで、昨日ちょっと審議を、おとといですか、しておりましたが、1人4万円で249人、996万円が平成4年度にはかかっているということで、これは高齢者支援だけではなく、交通事故防止とか、いろんなことがある中でもございますが、それの3分の1程度で子どもさんにランドセルを入学祝いとして、プレゼントできればいいかなという思いで質問をさせていただきましたが、町の事情というのも分かっておりますし、別の支援策を行っているということも十分承知で質問をいたしております。

皆さんにプレゼントできないということであれば、最初の質問の中に、ランドセルは規定をしていないということで、町長もいろんな形のランドセルがあってもいいという意味で発言をしていただいたと思います。

そこで、やはり経済的に厳しい方たちは、この1万円幾らのランドセルを買って子どもたちに 持たせようという思いがあるようでございますが、これをからったときに、ほかの子どもたちが 高い6万円とか10万円超えのランドセルの中で、その子たちがいじめに遭わないかというのを 本当に危惧されています。このランドセルの利点は、やはり軽いところとか、いろんな荷物が入るところ、雨にも強いとかいろんな利点があるので、できればこういうランドセルもありますよということを周知していただきたいというのが、保護者の方たちの思いです。ランドセルがもしだめなら、こういうリュックサック型のランドセルも視野の中にありますよっていうことを、ぜひ町のほうからも言っていただければ、なるべくいじめにつながらないような形で支援をお願いしたいということが、一つのお願いでございました。これについてはどのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(松山 力弥) 平松町長。
- ○町長(平松 秀一) 先ほどから言っているように、これ多様性がありますので、教育の観点から言っても、今おっしゃったことは当然のことで、教育委員会のほうに命令して、そういった方法もありますよという周知はやっていきたいなと思います。

以上です。

- 〇議長(松山 力弥) 今村桂子君。
- ○議員(11番 今村 桂子) この取組がちょっと難しくても、今言われたみたいに周知をしていただければ、安いランドセルでもみんなが楽しく背負って、いじめのない学校生活が送れるような形でお願いができればと思います。

このような取組が、子育て支援のほう、たくさん町長のほうが考えていただいておりますので、 各家庭の経済支援につながるのはもちろんのことですが、須恵町がさらに子育てしやすく、住み やすい、また住んでみたいと思えるようなまちづくりをよろしくお願いをいたします。

以上で、私の質問を終わります。

.....

- 〇議長(松山 力弥) 5番、男澤一夫君。
- ○議員(5番 男澤 一夫) 5番議員、男澤一夫です。通告に従い、中学校ランチサービスの利便性はということで質問いたします。

須恵町は、福岡県の60市町村で、選択制弁当給食を実施している数少ない町です。選択制ランチサービスは、平成27年5月から始まっており、様々な事情により弁当を準備できない家庭にとっては、とてもいい行政サービスだと思います。

しかし、利用されている方から、前の月に1か月分注文しないといけないなど、利便性が悪く ランチサービスを利用しにくいなどの声を聞きます。このサービスを希望する多くの方に届ける ために、利用について問題点の検証と利便性の向上について検討するべきではないでしょうか。 町長の考えをお尋ねいたします。

1つ、利用代金の支払いは、利用月前月の校納金に合算し徴収されていますが、欠席した日の

返金は可能でしょうか。

- 2つ、弁当持参困難な日の急な弁当利用の対応はできるのでしょうか。
- 3つ、食物アレルギーをお持ちの生徒への対応はどうされていますか。
- 4つ、弁当を忘れた生徒への対応はどうされていますか。
- 5つ、今までの8年間で、生徒、保護者に利用について全員を対象としたアンケート調査をされましたか。

以上、5点についてお尋ねいたします。

- **〇議長(松山 力弥)** 答弁を求めます。吉本学校教育課長。
- ○学校教育課長(吉本 孝治) 中学校ランチサービスの利便性はについて御説明いたします。

現在のランチサービスについては、令和5年度から3年間の業務委託契約を締結し、円滑に運用されています。実施状況としましては、献立表を参考に、前々月の28日までに注文することとなっています。献立を見た上で発注が可能で、生徒の昼食の選択肢の一つとして利用していただいています。献立についても、カロリー計算をし、成長期の生徒に合った弁当の提供をしています。

ただし、親の弁当を食べたいや慣れているので食べやすい、ほかの家族の弁当を作るからなどの理由により、家庭から弁当を持参している生徒もおり、ランチサービスの利用者数は3割弱となっております。

それでは、質問要旨に沿って御説明いたします。

- 1、利用代金の支払いは、利用月前月の校納金に合算し徴収されていますが、欠席した日の返金は可能でしょうかについてです。当日欠席の返金は対応しておりませんが、病気等で長期欠席となった場合については、保護者から申出があった日の2日後より返金が可能です。
- 2、弁当持参困難な日の急な当日利用の対応はできるでしょうかについてです。通常、弁当を 持参している生徒が家庭の事情により持参できなかった場合は、当日の利用は想定しておりませ ん。
- 3、食物アレルギーをお持ちの生徒への対応はどうされていますかについてです。献立表にアレルギー表示をしておりますので、保護者が事前に確認でき、注文の参考にしていただいています。また、入学説明会等でアレルギー調査を実施し、対象生徒・保護者には面談し、ランチサービスについての説明を丁寧に行っています。
- 4、弁当を忘れた生徒への対応はどうされていますかについてです。弁当を忘れるという表現が適切かどうかは分かりませんが、事情があって弁当を持参できなかった生徒は、自分で通学途中のコンビニ等で購入しています。ただし、お金の忘れ等で準備できなかった生徒に対しては、学校の職員が急遽買い出しに行くなどの対応は取っていただいています。また、そのことによっ

て、特段これまでにトラブルの報告は受けておりません。

5、今までの8年間で生徒、保護者に、利用について全員を対象としたアンケート調査をされましたかについてです。ランチサービス開始から約1年経過した平成28年9月と、請負業者が変更となった後の平成29年10月に、生徒、保護者に対し実施いたしました。

なお、アンケートの結果については資料として添付しておりますので、御覧ください。 以上です。

### 〇議長(松山 力弥) 男澤一夫君。

○議員(5番 男澤 一夫) 弁当、当日利用は対応はできないというような御回答だったんですが、その中で、同じような選択性ランチサービスを実施している大野城市を調べました。そうしますと、スマホを使用してLINEで、PECOFREEという公式アカウントに登録しますと、当日8時30分までにランチ給食を注文すれば、当日に学校まで配達でき、1か月前から予約注文も可能とのことです。利用しやすい制度を採用されていると思います。須恵町も取り入れてみてはいかがでしょうか。1つです。

先ほど、献立の話がありましたが、ランチサービスを利用する理由として、やはりランチメニューの献立の内容もあるかと思います。それで、宇美町の選択性ランチサービスを調べたのですが、学校給食運営検討委員会の各学校の給食主任、PTA代表、栄養教諭、学校栄養職員で構成されている献立部会で献立原案を審議し、承認されると献立が決定され、予定献立となるそうです。須恵町のランチサービスの献立は、どのように決定されているのかをお尋ねしたいと思います。

また、閉会中の事務調査として依頼していました調査事項の回答を一般質問資料に添付しております。③の利用者負担額を御覧いただきたいのですが、令和5年度須恵町の弁当は、利用者負担額300円、町の負担額157円、合計457円の弁当になっています。

2の利用者数の割合を見ていただくと、先ほど申されましたが、8年間で年平均計算しますと約25%が利用されています。字美町を調べてみますと、弁当は利用者負担額280円、町負担額350円で合計630円の弁当になっており、また、利用者数の割合は約60%となっております。数字だけでの判断は難しいですが、金額が高い字美町の弁当のほうが内容的に充実しているのではないかと考えます。そのことが利用率にも影響しているのではないでしょうか。

小学校には、給食費物価高騰等対策補助金が今度の補正予算にて計上されています。中学校の 選択制ランチサービスには、給食費物価高騰等対策補助金がありませんので、物価高騰を考える と内容の維持のために、町の負担額を上げる必要があるのではないでしょうか。

また、利用者の感想を今後に反映させるために、定期的なアンケート調査を実施されてはいかがでしょうか。LINEによる注文、献立作成、町負担額の見直し、アンケート調査の4点につ

いてお尋ねいたします。

- ○議長(松山 力弥) 答弁を求めます。答弁できるまでお願いします。通告になかったところ、 説明できる限りでいいです。
- ○町長(平松 秀一) 今現在の弁当給食のデータを取られていると言われていると思うんですけども、なぜ須恵町がランチサービス系の弁当給食になったかというのを、もう10年以上たちましたので、ちょっと時間取って説明させていただきます。第1次給食検討協議会、これ吉松昭幸町長なさったときに、今でも覚えていますけれども、町長はここで、中学校の弁当は作って持ってこいと。あくまでも小学校の間は給食出すけども、中学校になって思春期になった時には背中を見せて、お父さんお母さんも頑張っているんだと、そういう意味でも、食育でも弁当を作りなさいということで言い聞かせなさって、1次のときは、給食問題はそれで終わっております。

その後、第2次の給食検討委員会、これ吉松昭幸町長から中嶋町長に替わって、私が、学校教育課長、学校教育課というのはたった1か月で子ども教育課に変わったんですけれども、なったときが第2次の答申を出すときでした。私、何も分からずに中を調べる中で、中嶋町長の意向も酌みながらその検討委員会で検討をやっていったわけですけども、私はまず、子どもたちがどう思っているのかということで、その当時、現在該当者の中学生じゃなくて、小学生の5・6年生にアンケートを取ったんです。圧倒的に給食は食べたくない。6年間一生懸命給食を食べたっちゃから、中学校に上がったらお母さんの弁当を食べたいというのが圧倒的に多かったんです。それを無視して、要するに自校方式のお金をかけて給食やったりとか、センター方式でやるとかというのは、これはちょっとおかしいなということで、そのときの協議会でお話し申し上げて、いろんな中学に入っていくと活動も増えていくし、お父さんお母さんもだんだん年齢重ねられて、仕事でも忙しい場面が出てきて、なかなか弁当を作れない方もあるだろうなということで、他の地区を調べて、弁当配食、ランチサービスを考えたというのが経緯です。

その中で負担をどうするかとか、その当時の議員さんってもう今村議員しか残っていないじゃないかなと思いますけども、そういったことを喧々諤々やりながら今の制度にやって、須恵町の食育に合う給食をやろうと。

その当時の、最終的に、約10年近く前になりますけども、そのとき担当していたのが副町長が課長で、宇美町が先にやっていました。さっき言った大野城市ですか、やっていました。その辺りも検討しながら、須恵町のこの制度をつくったということです。

質問の要旨になかった負担金のことをおっしゃったけども、先ほどのランドセルも含めて、全てを国が、行政が子育てで負担するというのはいかがなものか。確かに生活困窮者とか、いろんな事情がある人たちは手を差し伸べないかんと思います。でも、通常の制度としては、やはりみんなが負担する、行政も負担する、国も負担する、これ負担してくれていないですけど、そして

保護者も負担しながら、みんなで地域で子どもを育てるという空気つくっていかないと、全部が インスタント方式になって人任せになります。

主体は、子どもなんです。親の便利さとか、我々は、それは一応政治家として、給食もただに したりとか、ランドセルをただでやったりする。私、それは評価上がりますよ。でも、それが地 域づくりに役立つかというと、私はならないと思います。

だから、今現在の給食の単価の問題についても、最終的にこれが妥当なのかどうかというのは 検討もさせますし、いろんなこと、質問の要旨になかった部分についても、教育委員会、今日書 き留めていると思いますから、させますけども、根本的には、何もかもが便利な世の中がいい世 の中かということです。保護者の方々が生活しやすいように、仕事しやすいようにやるのは我々 の役目です。でも、保護者も、子どもに対して頑張っている背中を見せないと、子ども、育ちま せんよ。私たちも、そうやって育ててきました。

だから、そのことを御理解いただきながら、ランチサービスについても、苦肉の策としてこういった形が一番いいんだと。今、ランチサービス利用している方々25%、それで私は構わないと思います。ランチサービスを食べながら、弁当を持ってきている子どももいるんですよ、部活をやっている子は。小学校のクラブチームのお子さん方も、やっぱり給食を食べて、戻ってクラブチームに行くときに御飯食べて行っている。だから、いろんなパターン、いろんな生活パターンの子どもがいるということです。その中で、統一的にこの部分でやろうと決めたときには、こういった制度になってしまうということです。

だから、私は、給食問題に関してはもう一度教育委員会に対して、小学校の5・6年生にアンケートを取ってみたいと思います。これ、命令します。今の中学生じゃありません。子どもたちがどう思っているかです。それぞれの保護者の方々が、給食があったら便利なのは、便利に決まっていますよ。そうじゃなくて、子どもたちがどう思っているかというのを10年前にやったときに、これは無理だと。必要な家庭にランチサービスの弁当を提供しようという形で始めた弁当、そういうことですから、御理解してください。

- ○議長(松山 力弥) 定期的にアンケートの調査は、それでいいですね。いいですか。それと通告なかったけど、献立の内容だけ説明簡単にできます。できなかったらもう消しますけど、よろしいですか。献立の内容についての質問がありましたけど、献立の決定は誰がしているか。どなたがする。吉本学校教育課長。
- **〇学校教育課長(吉本 孝治)** 献立の決定につきましては、今委託をしている業者、栄養士がおりますので、そちらが決定をしております。
- ○議長(松山 力弥) よろしいですか。男澤一夫君。
- 〇議員(5番 男澤 一夫) 町長の考え方、気持ちはよく分かりました。

関連してなんですが、今、広島県で委託業者の倒産により、たくさんの施設での食事の供給がストップしているということによって、対応に追われている事案が起きていることは、社会問題となっているのは、皆さん御存じかと思います。須恵町の委託業者の経営状況等の確認は既に行っているのかと、また、このような事案がいつでも起こり得ると思いますので、町長の考えとして代替案を持ってあるのかお聞きしたいと思います。

- 〇議長(松山 力弥) 平松町長。
- **〇町長(平松 秀一)** これ、一般質問のルールとして、今おっしゃったことについては、ここで 言われてもデータはないわけです。答えられない、答えたいけど、御理解ください。

ただ、先ほどから言っていますように、須恵町というのは子どもを基盤に据えながらやっていきますから、もしそういった状態になったときは、何が何でも弁当が必要な家庭、お子さんに対しては提供するようにさせます。

以上です。

- 〇議長(松山 力弥) 男澤一夫君。
- ○議員(5番 男澤 一夫) そういうときの対応がきちっとできるというようにしっかり答弁いただきましたので、安心しました。

これにて質問を終わります。

- **〇議長(松山 力弥)** これにて一般質問を終結します。
- 〇議長(松山 力弥) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、10時より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願いします。 次の本会議は、9月15日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前9時44分散会

### 令和5年 第2回(定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録(第3日)

令和5年9月15日(金曜日)

### 議事日程(第3号)

令和5年9月15日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第47号 令和4年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第48号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第49号 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 日程第 4 議案第50号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 日程第 5 議案第51号 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 日程第 6 議案第52号 令和4年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第53号 須恵町下水道事業の設置に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第54号 須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第55号 須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第56号 須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例
- 日程第11 議案第57号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正す る条例
- 日程第12 議案第61号 自治功労者の推戴について
- 日程第13 議案第62号 自治功労者の推戴について
- 日程第14 議案第63号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第15 発議第 3号 森林環境税譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第16 発議第 4号 議会改革調査特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第17 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第47号 令和4年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第48号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第49号 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 日程第 4 議案第50号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 日程第 5 議案第51号 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 日程第 6 議案第52号 令和4年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第53号 須恵町下水道事業の設置に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第54号 須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第55号 須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第56号 須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例
- 日程第11 議案第57号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正す る条例
- 日程第12 議案第61号 自治功労者の推戴について
- 日程第13 議案第62号 自治功労者の推戴について
- 日程第14 議案第63号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第15 発議第 3号 森林環境税譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第16 発議第 4号 議会改革調査特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第17 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 議員の派遣について

#### 出 席 議 員(13名)

1番	平	Щ		諭	2番	Щ	原	幸	治
3番	白	水	春	夫	5番	男	澤	_	夫
6番	稲	永	辰	己	7番	Щ	П	満	浩
8番	百	田	輝	子	9番	111	角	栄	重

10番	猪	谷	繁	幸	11番	今	村	桂	子
12番	Ξ	上	政	義	13番	田	ノ J	Ŀ.	真
14番	松	Щ	力	弥					

## 欠席議員 (なし)

## 事務局出席職員職氏名

局 長 梅 野 猛	主任主事 吉 開 英
-----------	------------

## 説明のため出席した者の職氏名

町	長	平	松	秀	_	副	町	-	長	稲	永	修	司
教育	長	猪	股	清	貴	税	務課	理	事	合	屋	真 由	美
総務課	長	諸	石		豊	都	市整何	備 課	長	世	利	昌	信
まちづくり課	.長	扣	Ш	聡	士	地	域 振り	興 課	長	平	Щ	幸	治
税務課	長	中	牟田	1	健	福	祉	課	長	安	河内	ひと	み
住 民 課	長	恒	田		敦	会	計管	理	者	横	Щ		剛
健康增進課	長	舛	本	直	明	学	校教	育 課	長	扣	本	孝	治
ふるさと応援課	長	船	井	弘	邮	子育	育て支	援課:	長	稲	岡	慎 太	郎
社会教育課	長	伊	藤	泰	彦	上干	水道課	事業語	果長	岩	﨑		勝
上下水道課管理調	長	権	藤	武	範	総	務課	参	事	黒	Ш	忠	敬
総務課課長補	i佐	石	津	伸	篤	監	査	委	員	扣	松	辰	美

### 午前10時00分開議

○議長(松山 力弥) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

ここで一括議題についてお諮りします。議案第47号から議案第52号まで、議案第61号及 び議案第62号については、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議あ りませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(松山 力弥)** 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第47号

日程第2. 議案第48号

日程第3. 議案第49号

日程第4. 議案第50号

日程第5. 議案第51号

日程第6. 議案第52号

○議長(松山 力弥) 日程第1、議案第47号令和4年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第48号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第49号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第50号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第51号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第52号令和4年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

〇決算審査特別委員長(田ノ上 真) おはようございます。議案第47号令和4年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第52号令和4年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について、審査報告をいたします。

まず、議案第47号令和4年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算書12ページです。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額122億2,348万5,269円、対前年度比3%増に対し、歳出総額117億9,285万8,705円、対前年度比3%の増で、歳入歳出差引額は4億3,062万6,564円です。翌年度へ繰り越す財源として繰越明許費繰越額6,187万9,000円を計上し、歳入歳出差引額から同額を差し引いた実質収支額は3億6,874万

7,564円となり、黒字決算です。

ここからは、決算審査意見書の記述も参考に申し上げます。

この令和4年度の実質収支額から前年、令和3年度の実質収支を引いたところの単年度収支は 1,335万3,000円の赤字になります。これに黒字要素の財政調整基金積立金5,062万 5,000円を加え、マイナス要素の財政調整基金取崩し額6億円を引いたところの実質単年度 収支はマイナス5億6,272万8,000円となります。決算統計上は赤字ですが、実際のとこ ろは、財政調整基金取崩し額の6億円はそのまま公共施設等整備基金に移し替えていますので、 基金全体の額は減少しておりません。財政調整基金の取崩し額を考慮しなければ、3,727万 円の黒字となります。

財政収支の均衡を示す指標としての実質収支比率は6.1%で、前年度に比して0.1ポイントの増加、これは、実質収支額の減にかかわらず、分母となる標準財政規模額も前年度比減となっているためでございます。

歳入において大きいもの、自主財源では、町税が33億1,242万7,000円、そのうち、町民税14億8,626万6,000円、徴収率は94.84%、固定資産税14億6,342万6,000円、徴収率は97.46%、軽自動車税9,491万6,000円、徴収率は98.15%、町たばこ税2億6,761万1,000円、徴収率は100%です。町税全体では、前年度比4.3%、1億3,532万8,000円の増収です。

寄附金7億3,025万3,000円は、ふるさと応援寄附金及び一般寄附金の増により、前年度比25.6%、1億4,896万6,000円の増収です。

繰入金6億円は、財政調整基金繰入金から6億円を繰り入れ、公共施設等整備基金に移したため、大幅増となりました。前年度比4,956.9倍、5億8,813万5,000円の増収です。

繰越金3億8,478万6,000円は、前年度比マイナス13.3%、5,892万5,000円の減額です。

依存財源では、地方交付税21億5,176万8,000円、前年度比マイナス8.1%、1億9,010万6,000円の減、国庫支出金22億5,790万7,000円、前年度比マイナス9%、2億2,408万7,000円の減、県支出金8億9,706万9,000円、前年度比11.1%、8,976万8,000円の増、地方消費税交付金6億6,877万6,000円、前年度比7.6%、4,711万3,000円の増です。

町債は5億1,488万1,000円、前年度比マイナス21.4%、1億4,017万6,000円の増です。

自主財源は、前年度比16.8%、7億9,261万9,000円の増であり、歳入合計に対する構成比は45.2%で、5.4ポイントの増です。

依存財源は、前年度比マイナス 6.1%、 4億3, 393 円の減であり、歳出合計に対する構成 比は 54.8%、マイナス 5.4 ポイントの減でした。

自主財源の主たるものは、基金繰入金の6億円ですが、自主財源が増えれば依存財源が減るという皮肉な関係が出ております。

歳出です。性質別に主なものを申し上げます。

義務的経費として、人件費13億2,850万円で、前年増減率マイナス12.2ポイント、1億8,432万円の減、扶助費28億4,285万円、前年増減率マイナス4.5ポイント、1億3,271万6,000円の減など、義務的経費の計47億9,763万1,000円、構成比40.7%、前年増減率マイナス5.6ポイントです。

投資的経費として、普通建設事業費7億9,474万円、前年増減額2億4,978万7,000円など、投資的経費の計8億1,270万3,000円、構成比6.9%、前年増減率36.7ポイントの増です。

その他の経費として、物件費23億6,645万6,000円、前年増減額2,003万8,000円の増、補助費等14億435万5,000円、前年増減額1億9,685万5,000円の増、繰出金13億5,626万4,000円、前年増減額1億87万7,000円の増など、その他の経費の計61億8,252万5,000円、構成比52.4%、前年増減率6.6ポイントの増です。

歳出総額に占める義務的経費の割合が低く、投資的経費の割合が高いほど、財政構造は弾力性があり、健全な財政と言えます。令和4年度の構成比率は、前年度より改善が見られますが、依然として義務的経費の比重は高いと言えます。

令和4年度の特別会計への繰出金は、国民健康保険特別会計2億7,588万3,000円で3,845万3,000円の増、後期高齢者医療特別会計1億1,921万5,000円で1,061万8,000円の増、公共下水道事業特別会計2億6,890万9,000円で552万円の減、農業集落排水事業特別会計3,526万6,000円で656万4,000円の減額です。特別会計への繰出金は合わせて6億9,927万3,000円で、前年度より3,698万7,000円の増額となりました。

令和4年度の地方債の借入額は5億1,488万1,000円でした。主なものは、第三幼児園 (仮称)改築事業債1億9,460万円、臨時財政対策債1億648万1,000円、緊急防災・ 減災事業債8,260万円、文化会館舞台つり物改修事業債4,100万円、文化会館屋上防水改 修事業債2,320万円、また、年度末の地方債残高は72億8,978万4,000円であり、 前年度に比べると9,213万5,000円減少しております。

経常収支比率は、前年度から4.7ポイント上がって90.9%です。数値が低いほど一般財源

に余裕があり、財政構造が弾力性に富むとされます。本町において財政構造が硬直化していることが読み取れます。これまでのような歳入構造からの脱却を図らなければ、今後もこの傾向が続くと懸念されるものです。

本決算審査におきましては、地方自治法第233条第5項の規定により、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類として、各事業別に作成された令和4年度主要施策調書の提出がありました。一般会計においては61事業についてのものでしたが、歳出の審査は事業別に着目して行いましたので、有益な資料として活用できました。

質疑として、歳入、13款、都市計画手数料について、屋外広告物許可申請手数料の実績を問 うもの。答弁として、新規申請14件、更新申請36件というものでした。

14款、児童福祉費国庫補助金について、保育士等処遇改善臨時特例事業費国庫補助金の効果について問うもの。答弁として、保育士の所得が少し上がったが、この補助金が恒久的に続くかは分からないというものでした。

16款、不動産売払収入について、箇所を問うもの。答弁として、東中学校下の赤坂地区にある町有地を開発に伴い売却したというものでした。

歳出。歳出は事業別に申し上げます。

2款、広報すえ発行事業について、須恵町の所帯数に対しての配布所帯数が比率にして 57.6%となるのは少ないのではないかと事業の効果を問うもの。町長の答弁として、昨年の 一般質問の答弁と同様、これからは紙媒体からデジタルに変えていくべき。町の情報である広報は、携帯で見られるようになっていったほうがよいので、今の紙の部数を増やす必要はないと思う。 50%台の配付率は低いかもしれないが、これからは I Tで、戦略でやるべきというものでした。

同じく2款、ホームページ事業について、ページの更新と手法はどこまで業者に委託し、どこまで職員が作業しているのかを問うもの。答弁として、全て職員が各課で更新している。決算書の委託料は、サーバー管理等の保守補修の費用というものでした。なお、職員が更新することにつき、各課ごとに多少の実力差があり、研修会等で補っている。全体では大量のページ数があるので、全てを見る担当者を置くことができないというものでした。

同じく2款、須恵町PR事業について、町勢要覧・PR動画の進捗を問うもの。答弁として、 令和4年度から5年度にかけての事業であり、6年度には完成できるというものでした。

同じく2款、ふるさと応援寄附金事業について、泉佐野市が交付税減額訴訟で敗訴し、ふるさと納税の時期指定に向けた見直しが告示され、10月からのルール変更となった。その影響を問うもの。答弁として、総務省からの通知では厳しい変更点があり、やりにくい状況だが、そこまでの影響があるかとも思われる。納税額の向上に努めていきたいというものでした。

また、ふるさと納税の返礼品の件数は、これからも増える余地はあるか問うものがあり、答弁 として、事業者数も返礼品数も整備している状況であり、ホームページの見せ方、新しい返礼品 の開発、魅力的な商品の開発を進めていきたいというものがありました。

また、同事業、第18節青少年育成支援団体補助金の対象団体について問うものがあり、答弁 として、町内企業を中心に構成されるアンビシャス応援団に補助をしている。書籍の提供、花壇 の整備、子どもたちの無料塾運営などの事業をしていただいている。財源については、企業版ふ るさと納税等を活用しているというものでした。

同じく2款、基金管理事務について、減債基金の積立ては目標額を持って事業ができているか を問うもの。答弁として、目標額の設定はしていないが、起債の償還で急遽繰上償還をしなけれ ばならない場合の資金を積み立てているというものでした。

同じく2款、交通安全対策事業について、運転免許自主返納者の数と助成金の額の整合性と端数を問うもの。答弁として、令和4年度の新規返納者は82人、本事業の以前からの申請者との合計数は249人でした。整合しないのは、交通系ICカードの予備購入費を含むため。端数が生じる原因は、ICカード購入時の郵送料を含むためというものでした。

同じく2款、国土利用計画法関係事務及び8款、都市計画推進事業について、関連した計画の 策定だが、事業費の格差が大きい理由を問うもの。答弁として、ほぼ並行して行う作業であり、 業務委託を一括している。都市計画マスタープランに重点を置いた配分にしているというもので した。

同じく2款、情報セキュリティ事務について、事業額が相当であるかを問うもの。答弁として、 福岡県のセキュリティクラウドに加入することで費用負担を軽減しているというものでした。

同じく2款、自治体DX推進事業について、新規事業の効果を問うもの。答弁として、転入・ 転出手続、妊娠の届出、児童扶養手当等に係る寄附の申出、また、児童手当等の受給資格及び児 童手当の額についての認定請求などの二重業務がマイナポータルを利用してオンラインで申請で きるようになる整備であり、住民サービスの向上につながる。既に稼働中だが、周知はこれから になるというものでした。

同じく2款、男女共同参画推進事業について、事業額が僅少で、施策の効果を問うもの。答弁 として、担当課としては、県などの窓口として啓発をやるのであり、事業をやるかではない。実 行するのは全部の部署になる。それぞれが意識を持ち、業務の中で進めるよう研修会をやってい るというものでございました。

同じく2款、在留外国人受入環境整備事業について、事業費が減っているが、4年度の実績について問うもの。答弁として、株式会社スエノバへの委託が6月までということで事業縮小があった。その後、国際交流員の募集をかけ、イベントや日本語教室などの対応、ワンストップサー

ビスの事業を継続しているというものでした。

また、特定技能の資格を有した外国人受入れの現状を問うものがあり、町長の答弁として、インドネシアのバリ島政府と須恵町と現地の大学と包括協定を結んでいくことを目指している。地域には、ベッド数の多い病院、それに関連した介護施設もあり、看護と介護の人材不足は深刻だとの認識で、スピード感を持ってやっていきたいというものでした。

関連して、特定技能資格外国人受入れに際しての言葉の問題を問うものがあり、町長の答弁として、看護・介護はコミュニケーションに日本語ができないと駄目だが、現地の学生は物すごく優秀で、非常に目的意識を持ってやっているというものでございました。

あわせて、読み書きまで対応できるか、また、介護一般の受入れか、老人介護や障害介護などの特化した分野を意識しているかとの質疑がありました。町長の答弁として、現地では、日本の複雑な介護分野を全て認識しているわけではない。医療系法人に入って介護か看護をするというもの。そして、読み書きについては、現場に入って対応しながら身につける能力を備えているというものでした。

同じく2款、校区コミュニティ推進事業について、3校区における決算額の割合、歳出根拠を 問うもの。答弁として、各校区コミュニティの補助金は189万5,000円ずつ均等だが、く らしのコミュニティ事業実施のコミュニティに360万円を加算しているというものでした。

同じく2款、コミュニティバス運営事業について、運行計画改正の時期を問うもの。答弁として、本年度、地域公共交通の計画を策定しているので、アンケート調査や専門家の意見も踏まえ、改正の必要があるとなれば作業に入るというものでした。なお、アンケート調査には、無作為抽出の2,500人のほかに、須恵町ホームページや公式LINEからもウェブアンケートを実施しているとのものでした。

同じく2款、町税徴収事務について、ファイナンシャルプランナーによる納税相談の費用対効果を問うもの。答弁として、滞納者から納税者に変えていく事業として行い、委託料が70万円に対して150万円の収納ができ、倍の効果となった。今年度は回数を増やしている。広報に出している効果もあり、滞納者ではない一般の方も「自分の家計を見直したい」との要望を受け入れ、昨年度は複数名の方も相談を受けたというものでした。また、徴収率に関しては上げていきたいとの答弁でした。

なお、キャッシュレス決済についての質疑に、答弁として、コンビニ納付とキャッシュレス決済、本年度からQRコード決済用に納付書にQRコードも掲載したので、伸びてくると思われるというものでした。

同じく2款、個人番号交付事務について、マイナンバーカード出張窓口の費用対効果を問うも の。答弁として、先行事例を調査の上で事業費を設定した。当時は、マイナンバーカードの申請 が頭打ちをした中での施策で、この時点での効果は想定以上であったというものでした。

また、同事業のスマートフォン相談窓口設置の効果と継続を問うもの。答弁として、事業継続は精査の上、判断する。効果としては、18回の開催で256名の利用、リピーターも多く、満足度は高いというものでした。

それを受けての質疑に、満足度は高くてリピーターが多いということでは、決して多い数字ではない。幅広くデジタル・ディバイドの対策を行う必要があるというもの。答弁として、町民のニーズなどはいろんな形で探っていきたいというものでした。

同じく2款、全国在宅障害児・者等実態調査事務について、調査員の実働を問うもの。答弁として、1名の調査員が約1か月にわたり従事。経験を積んでおり、守秘義務等も理解した上で事務を遂行したというものでした。

3款、福祉相談支援事業について、自殺対策強化県交付金の使途とDV電話相談の成果を問う もの。答弁として、県交付金は案内チラシの作成に使用、電話相談は9件の相談を受けていると いうものでした。

同じく3款、福祉施設管理運営事業について、ほたるの湯の利用者等実績を問うもの。答弁として、約2万5,100人に利用していただいているというものでした。

同じく3款、社会福祉施設支援事業について、支援金給付の効果を問うもの。答弁として、地 方創生臨時交付金を活用し、須恵町独自の基準により、公益性の高い介護サービス事業所、障害 福祉サービスの運営をしている事業所に、物価高騰等による経済的負担を軽減する給付ができた というものでした。

同じく3款、保護支援事業について、緊急一時保護の成果を問うもの。答弁として、1件1名 の方を委託施設に2週間強保護したというものでした。

同じく3款、非課税世帯等臨時特別交付金事業と価格高騰緊急支援給付金事業について、両事業が対象とした低所得世帯及び家計急変世帯の算定基準は同様であるはずが、数に相違がある理由を問うもの。答弁として、前者は令和3年度と4年度にまたがる事業であり、後者は令和4年度のみの事業であるためというものでした。

同じく3款、障害者福祉総務事業について、18節補助金は、民間には1事業所だけだが、今後を問うもの。答弁として、その事業所の設立当初の事情から、近隣各町も負担して補助金交付が続いているが、軌道に乗ったこともあり、本令和5年度を最後に補助金を終了することが決定しているというものでした。

同じく3款、子ども医療費助成事業について、4年度の助成件数の急増を問うもの。答弁として、確かなことは言えないが、令和2年度の子ども医療費は、コロナの影響で落ち込み、受診控えによる医療費減が発生した。その反動で3年度は増加に転じ、4年度も続いているという見立

てが可能というものでした。

同じく3款、病児・病後児保育事業について、利用者の受入れなど、事業の成果を問うもの。 答弁として、令和3年度14人、4年度37人の受入れがあった。一日の定員は4人まで。ただ し、保育士の手配による増減、流行性の疾病などは受入れ不可になる等の制限がある。利用の際 に子育て支援課に連絡してほしいというものでした。

また、受入施設の増加を問う質疑に、答弁として、町内の小児科設置病院の回答は、設備、人員、コストの面で困難というものでした。

同じく3款、学童保育施設運営事業について、利用者が多く、施設が手狭になっているが、対策はあるか問うもの。答弁として、大変難しい問題で、解決策を探っている。さらに検討を重ねていきたいというものでした。

4款、空き家等対策事業について、今後の増加など、事業の成果を問うもの。答弁として、空き家自体は増えている。コンサルを入れての実態調査も行い、290件くらい数えられるというものでした。

同じく4款、リサイクル推進事業について、エアゾール缶の収集に関する問合せの現状を問う もの。答弁として、理解と協力を頂いている。問合せはまだあるというものでした。

同じく4款、住民検診事業について、主要施策調書に記載の各検診における人数を問うもの。 答弁として、胃がん711人、大腸がん1,284人、肺がん1,090人、子宮頸がん352人、 乳がん449人、歯周疾患40人というものでした。

同じく4款、母子保健事業について、新制度により妊娠・出産者数が増えたのか、効果を問う もの。答弁として、今の時点では何とも言えないというものでした。

6款、有害鳥獣被害防止事業について、事業の成果を問うもの。答弁として、捕獲状況は、イノシシが74頭、鹿19頭、アナグマ7頭、アライグマ11頭の除去を行ったというものでした。

7款、プレミアム付商品券発行事業について、商工会加入小売店数の減少から事業の成果を問 うもの。答弁として、小売店以外に、サービス業、建設業、飲食業などが商品券事業に賛同して おり、商工会の小売店舗数に限れば減少しているが、実態は増加傾向というものでした。

関連して、商品券事業が加盟店の経営に関してどのような効果があったか、データを取っているかという質疑があり、答弁として、担当課は入手していないというものでした。

8款、公園維持管理事業について、皿山公園の維持管理を問うもの。答弁として、皿山公園の ツツジなど、また、登山道の観光ルートもツツジが高くなっており、農林事務所と補助事業にで きるか協議中というものでした。

9款、災害対策事業について、自主防災組織助成金の端数がなぜ生じたか問うもの。答弁として、一律20万円の助成だが、指定避難所がある区は25万円の助成となり、かつ満額請求して

いない区があることからこのようになるというものでした。

10款、教育情報システム運用管理事業について、ICT支援員業務委託は、1人に対してこの事業費は高くついているのではという質疑。答弁として、コールセンター設置と支援員の体制を整えての額となっている。導入当初の経緯からこのようになっているが、今後、検討の余地があるというものでした。

なお、17節備品購入費の不用額について要因を問うもの。答弁として、大型提示装置を教室 に配置するためで、クラス増を想定していたが、増えなかったため不用額となったというもので した。

また、タブレットの更新の時期を問うもの。答弁として、3年計画ぐらいで考えているが、補助金の動き次第で検討していくというものでした。

タブレット1台の価格を問うもの。答弁として、今までの購入分は1台4万5,000円というものでした。

同じく10款、不登校児童生徒支援事業について、事業の成果を問うもの。答弁として、令和 4年度は3年度に比して増加している。理由として、文科省の統計によると、無気力、生活の乱 れの2項目で60%を超えているというものでした。

同じく10款、小学校就学援助事業について、要保護及び準要保護児童扶助費の不用額が多いのではというもの。答弁として、3月に発生する次年度新入生の入学準備金申込みに備えて予算の減額をしなかったというものでした。

同じく10款、小学校施設設備維持管理事業と中学校施設設備維持管理事業について、事業費のうち、空調移設工事の工事額の相違を問うもの。答弁として、配管等の状況が変わるので違いが出る。二小移設の空調は容量が大きく、須恵中移設の空調は容量的に小さかった。それぞれ仮に新規取付けの場合の見積りは、前者で229万7,000円、後者で180万円というものでした。

同じく10款、中学校施設設備維持管理事業について、設計業務委託のみの事業費では、その後の見直しを考慮すると無駄が多くなるのではというもの。答弁として、単価の見直しは職員で行っている。今後発生することはないというものでした。

また、印刷機借り上げの台数を問うものがあり、答弁として、年度中に新機種を入れ、3台から1台になったが、機能が向上しているので、不足は感じないというものでした。

同じく10款、幼稚園給食事業について、給食費滞納の事案はあるか問うもの。答弁として、 ごく少数だが、あるというものでした。

同じく10款、久我記念館管理運営事業について、コロナ以前の来館者数と比較することで事業の成果を問うもの。答弁として、令和4年度の来館者数が4,798人、令和5年度が

5,749人で、回復傾向にある。今後も魅力的な展覧会を行い、施設自体の周知・認知を高め、 各方面に使っていただきたいというものでした。

同じく10款、スポーツ推進事業について、スポーツ指導員謝礼の支給人数と成果を問うもの。 答弁として、1つのチームにつき一律7万円、条件として、スポーツ指導者の認定登録者が属す ること。令和4年度で26名分の支給がされているというもの。

重ねて、認定者数を問う質疑に、答弁として、2年に1回は更新する制度に切り替え、現在は61名というものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続いて、議案第48号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、 決算書256ページです。

実質収支ですが、歳入総額28億8,221万5,398円、歳出総額28億7,507万2,458円で、歳入歳出差引額は714万2,940円となっており、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ると、279万9,983円の黒字で、単年度収支から実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた実質単年度収支は1,340万9,722円の赤字となっています。歳入合計額の予算に対する収入率は100.2%、調定に対する収入率は93.1%、そのうち国民健康保険税が70.9%です。歳出合計の予算に対する執行率は100%となっています。

対前年度比較ですが、歳入では、1款国民健康保険税は減額、マイナス1,697万9,648円、率にして3.1%、4款県支出金は減額、マイナス8,472万6,000円、率にして3.9%、5款繰出金は増額、3,845万2,986円、率にして16.2%、6款繰越金は減額、マイナス253万4,290円、率にして36.9%、7款諸収入は減額、マイナス13万7,161円、率にして10.1%。

歳出では、1款総務費は増額、772万3,605円、率にして35%、2款保険給付費は減額、マイナス7,101万7,438円、率にして3.4%、3款国民健康保険事業費納付金は増額、584万2,714円、率にして0.8%、6款保険事業費は増額、13万1,988円、率にして0.4%、8款諸支出金は減額、マイナス1,287万2,978円で、率にして39%。

令和4年度の国民健康保険税の収納率は、現年度92.16%で前年度比1.49ポイント減、 滞納繰越分14.98%で0.92ポイントの減となっており、全体では70.87%で前年度よ り0.14ポイント減となっています。

不納欠損額は1,929万9,656円で、人数は116名となっています。

本年度の決算額は、前年度と比較すると、歳入が約6,739万円、歳出が約7,019万円の減となっております。

令和4年度の平均一般被保険者数は5,518人、団塊の世代の後期高齢者医療への移行によ

り、前年度比較で188人減っております。被保険者の減少と収納率の低下により、保険税収は 前年度比約1,698万円減少しております。

歳出では、被保険者数の減少により、保険給付費が約7,102万円減少しております。総医療費は減少しておりますが、1人当たりの療養諸費額は増加傾向となっております。保険税収納率の減少等により、その他一般会計繰入金は前年度比較3,328万円の増となっております。

これらのことから、1人当たりの療養諸費額は6年連続して福岡県高医療費市町村に指定されるなど、医療費は常に高い状況にあります。今後も増加すると見込まれますが、医療費の削減のためには、長期的な計画で、かつ効果的な医療費適正化事業を推進していく必要があると思われます。

なお、令和4年度主要施策調書として、国民健康保険給付事業、医療費適正化事業、特定健 診・特定保健指導実施事業について、報告を受けております。

質疑として、歳入、1款国民健康保険税について、保険税の不納欠損額、徴収状況を問うもの。 答弁として、不納欠損の内容としては、5年時効の完成によるものが最も多い。これについては、 対象者の財産調査、支払い能力の確認作業が他町と比較したときに少し後れているのではないか と税務課と協議し、今後の課題として捉えている。今後の経営安定化のために、収納率の向上に 努めるというものでした。

5款繰入金について、一般会計から繰入金2億7,588万3,000円が入っているが、上限を問うもの。答弁として、繰入金の額についての制限はない。しかし、法定外の繰入金は、経営改善の観点から減らす努力が求められるというものでした。

歳出、2款、国民健康保険給付事業――高額療養分です――について、高額療養費利用者の年齢を問うもの。答弁として、60歳以上の医療費が国民健康保険全体で6割以上を占めている。 高額療養費が発生している被保険者別に見ると、60代から70代が多い状況というものでした。 以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続きまして、議案第49号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の290ページです。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額4億2,318万3,799円、歳出総額3億9,610万7,637円で、歳入歳出差引額は2,707万6,162円となっており、実質収支額も同額です。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.3%、調定に対する収入率は98.6%、歳出合計額の予算に対する執行率は100%となっています。

歳入では、1款、後期高齢者医療保険料2億7,901万8,590円、歳入合計に対する構成 比は65.9%と、3款繰入金1億1,921万4,585円、歳入合計に対する構成比28.2%、 この2つで94.1%と、歳入の大半を占めています。

歳出では、2款、後期高齢者医療広域連合給付金3億8,027万8,754円、歳出合計に対する構成比96%が主なものです。

なお、主要な施策の成果の説明として、健康保険税賦課徴収事務、健康保険制度維持事業について、報告を受けております。

質疑として、歳出、1款、健康保険税賦課徴収事務について、徴収事務の実際を問うもの。答 弁として、特別徴収保険料が33%、普通徴収保険料が67%、特別徴収の収納率は100%と なるが、納付書納付、口座振替などの普通徴収はなかなかそうならないというものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続きまして、議案第50号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書308ページです。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額11億134万6,949円、前年度比マイナス0.8%、896万3,358円の減です。歳出総額は10億9,441万1,294円、前年比マイナス0.8%、911万8,446円の減です。歳入歳出差引額は693万5,655円となっており、実質収支額も同額です。単年の収支は15万5,088円で黒字決算となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は99.79%です。調定に対する収入率は99.28%で、 前年度比0.01ポイント増です。歳出合計額の予算に対する執行率は99.2%で、前年度比 0.4ポイント減です。

歳入の主なものは、1款1項負担金2,918万1,600円、2款1項使用料3億950万7,270円、3款国庫支出金は8,790万円、5款1項他会計繰入金2億6,890万9,000円、7款諸収入1,431万4,897円、8款町債3億6,210万円。

歳出の主なものは、1款総務費2億3,645万9,364円、2款下水道事業費3億5,118万1,423円、3款公債費5億677万507円、町債の令和4年度借入額は3億6,210万円、償還未済額は65億3,831万9,233円です。

なお、下水道普及率は80.66%です。町全域において人口が増加傾向にあり、今後も処理 区域内の人口は増加する見込みにあるため、下水道普及率が低下しないよう推進していく必要が あり、延伸については、国の補助金、また、起債を有効活用して進めていただきたいと望むもの です。

なお、令和4年度主要施策調書として、公共下水道施設整備事業と公共下水道事業財務事務に ついて、報告を受けております。

質疑として、歳出の2款、公共下水道施設整備事業について、現在整備率などの指標の相違などを問うもの。答弁として、下水道普及率は、町の総人口に対する公共下水道利用者人口の比率、

本年度80.68%。昨年と同様だが、進捗率がとどまる原因の一つに総人口の増加がある。整備を進めても総人口のほうが伸び率が高いと、同じ数値になることが起こる。普及率の考えだと、整備を進めても逆に数値が下がる場合もあり得る。次に、計画進捗率とは、現在の事業計画内の計画人口に対し、整備を行っている人口の比率となる。本年度の計画進捗率は92.16%。事業計画がエリアを広げていくと数字の変動が出てくる。最後に、現在整備率。これは、経営整備計画の比率、本年度67.9%。いわゆる人に係る比率と面積に係る比率というところに違いがある。集中したエリアを整備すると整備率も上がるが、工業団地などの広い地域が未整備で残っている。そこで整備を行えば、面積整備率のほうも上がっていくというものでした。

また、上下水道課の研修について詳細を問う質疑に、答弁として、下水道係と管理係の職員が 受験・受講している。県外や遠方などで専門となる研修を受ける必要があるというものでした。

同じく2款、公共下水道施設整備事業について、12節マンホールポンプ維持管理業務の管理 の数量を問うもの。答弁として、設置数は32か所というものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続きまして、議案第51号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書332ページです。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額6,482万4,992円で、前年度比マイナス14.5%、1,099万8,102円の減です。歳出総額は6,120万3,050円で、前年度比マイナス16.2%、1,182万5,342円の減です。歳入歳出差引額は362万1,942円となっており、実質収支額も同額です。単年度収支は82万7,240円の黒字で、前年の赤字決算から回復しました。

歳入総額の予算現額に対する収入率は99.9%です。調定額に対する収入率は99.97%で、 前年度比0.02ポイント増です。

歳入の主なものは、2款1項使用料626万4,290円、3款繰入金3,526万6,000円、6款町債2,050万円。

歳出の主なものは、1款総務費63万6,000円、2款農業集落排水事業費1,134万1,516円、3款公債費4,922万5,534円、町債の令和4年度借入額は2,050万円、 償還未済額は3億1,180万8,115円です。

農業集落排水事業の計画進捗率は100%と完了しており、現在は宅地開発に伴う公共舛設置工事、マンホールポンプ及び下水処理場の維持管理費並びに起債の償還が主な財政需要となっています。

なお、令和4年度主要施策調書として、農業集落排水事業財務事務の報告を受けております。 質疑として、歳出の2款、農業集落排水施設整備事業について、公共下水道との接続の時期を 問うもの。答弁として、令和17年度に皿山処理場、古の添処理場を公共下水道に編入する計画。 ただし、農業集落排水の処理能力に限界があり、開発が進み、処理能力を超えるようになれば、 速やかに公共下水道のほうに接続する検討も必要というものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続きまして、議案第52号令和4年度須恵町水道事業会計決算の認定について、別冊の水道事業会計決算書26ページをお願いします。

概況です。営業総括。令和4年度営業実績は、給水人口は2万9,232人、前年度から242人の増加でした。年間総配水量は277万562立方メートル、年間総有収水量は264万7,829立方メートル、有収率は95.57%、水道普及率は99.63%でした。

建設改良事業の総括。配水施設改良工事は、佐谷地区16工区、水道管切替え工事ほか7件が 施工されました。

経理総括。収益的収支は、費用の節約に努めたことにより、水道事業収益6億1,528万8,425円に対し、同費用は5億4,110万5,933円で、差引き7,418万2,492円の黒字となりました。その結果、当年度未処分利益剰余金は8億5,571万3,661円となりました。

資本的収支では、収入1,975万2,700円に対し、支出は1億8,500万9,147円、 差引き1億6,525万6,447円の不足額につきまして、過年度損益勘定留保資金1億 6,824万2,147円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額781万800円で補填されました。

27ページをお願いします。

経営指標に関する事項では、令和4年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す 経常収支比率は、記載のとおりの要因で前年度比2.7ポイント減の113.7%となりましたが、 健全経営の水準とされる100%を上回っています。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比2.4ポイント減の109.1%となりましたが、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を上回っています。 この下段を御覧ください。

管路更新については、主に下水道整備に合わせて更新を実施しており、将来の更新需要に備え、 現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な施設更新を行ってまいりますとしています。

今後も、引き続き安定した事業経営を継続していくためには、これまで以上に計画性を持ち、 効率性を高めた経営努力が求められます。そのためには、職員の資質形成が不可欠であり、公営 企業職員としての経営意識の向上が必要となります。

また、令和4年度主要施策調書として、収益的費用に3枚の調書、いずれも委託料に係る報告、

資本的費用に2枚の調書、配水施設改良費、上水施設改良費の報告を受けております。

質疑として、資本的支出、1款、配水施設改良費について、石綿管の残存を問うもの。答弁として、残り152メートル。令和5年度に全て新しい管に切り替える計画というものでした。

水道料金徴収状況について、本年度の水道料金収入未済額が929万円、合計の滞納繰越額が2,261万2,000円、今後の徴収の取組を問うもの。答弁として、直近の滞納者には給水停止措置を実行している。支払いがない限りは締めっ放しで対応することで、翌年度に繰り越さないよう力を入れている。不納欠損に関しては、条例が必要となるので、整備を検討しているというものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

〇議長(松山 力弥) 委員長、御苦労さまでした。

委員長の報告が終わりました。議案第47号から議案第52号までについては全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第47号について討論に入ります。討論はありませんか。 一 討論なしと認めます。よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第47号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

### [起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第47号令和4年度須恵町一般会計歳 入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第48号について討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。 よって、議案第48号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。 よって、議案第48号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

#### [起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第48号令和4年度須恵町国民健康保 険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第49号について討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。 よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。 よって、議案第49号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

#### [起立全昌]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第49号令和4年度須恵町後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第50号について討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。 よって、議案第50号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

### [起立全員]

〇議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第50号令和4年度須恵町公共下水道 事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第51号について討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。 よって、議案第51号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。 よって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

### [起立全員]

〇議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第51号令和4年度須恵町農業集落排 水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第52号について討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。 よって、議案第52号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。 よって、議案第52号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

### [起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第52号令和4年度須恵町水道事業会 計決算の認定については、認定することに決定しました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。 再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前11時00分休憩

### 午前11時09分再開

○議長(松山 力弥) 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

#### 日程第7. 議案第53号

○議長(松山 力弥) 日程第7、議案第53号須恵町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長(猪谷 繁幸) 議案第53号須恵町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、須恵町下水道事業の設置等に関する条例の制定について総務建設産業委員会の審査

報告をいたします。

提案理由として、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定に基づき、令和6年4月1日から須恵町下水道事業に法の規定の全部を適用することに伴い、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

これは、下水道事業を取り巻く環境が厳しさを増しているため、法の適用を受けた新たな須恵町下水道事業を設置するものです。将来にわたり持続可能な経営を確保し、経営の見える化による経営基盤の強化を図るものです。また、会計処理の方式を従来の官公庁の会計から公営企業会計に移行いたします。

2ページをお願いいたします。

第1条で、下水道事業の設置について、この下水道事業とは公共下水道事業及び農業集落排水 事業を示します。

第2条で法の適用を、第3条で経営の基本を、第4条で、組織で、下水道事業に管理者を置かず、管理者の有する権限は町長が行うものとしております。また、事務を処理させるために上下 水道課を置くとしております。

第5条で重要な資産の取得及び処分について、第6条で議会の同意を要する賠償責任の免除について、第7条で議会の議決を要する負担付寄附の受領等について、第8条で業務状況説明書類の公表について規定しております。

附則で、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

質疑として、第5条の重要な資産の取得及び処理中、条例で定める重要なものの取得及び処分について、予定価格が700万円以上の動産、土地については1件5,000平方メートル以上となっているが、何の規定に基づくものかとの質疑に対して、地方公営企業法施行令第26条の3に規定される町村の金額及び面積によるものと答弁がありました。

第4条で下水道事業に管理者を置かないとあるが、その理由はとの質疑に、管理者の設置は、 条例により2つ以上の事業を通じて管理者を置くことができ、須恵町は3つの事業を通じて管理 者を置いているため、個別の事業においては、管理者は置いていないとの答弁がありました。

以上、審査の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長(松山 力弥) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 ――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 ――討論なしと認めます。よって、議案第53号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第53号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第53号須恵町下水道事業の設置等に 関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第54号

○議長(松山 力弥) 日程第8、議案第54号須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長(猪谷 繁幸) 議案第54号須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う う関係条例の整備に関する条例の制定について、須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由といたしまして、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定に基づき、令和6年4月1日から須恵町下水道事業に法の規定の全部を適用することに伴い、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものであります。

内容につきましては、須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、関係条例のうち11条 を一部改正、4条の例を廃止する一括条例です。

改正の主な内容は、条文中「水道事業」と表記している箇所を「公営企業」に、また、「町 長」と表記している箇所を「管理者」に改める等の所要の改正です。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

質疑としては、第7条関係で、第21条第2項中の「善良な管理者の注意」を「善良な管理」 に改正している理由はとの質疑に、前項の管理者「町長」とかぶってしまうので、他市町村と同様な表現に改正したものですとの回答でした。

以上、審査の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長(松山 力弥) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 
一質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 
一討論なしと認めます。よって、議案第54号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

〇議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第54号須恵町下水道事業の地方公営 企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決され ました。

### 日程第9. 議案第55号

○議長(松山 力弥) 日程第9、議案第55号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を 改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子。

**○文教厚生委員長(今村 桂子)** 議案第55号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を 改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、子育で世帯の経済的負担をより一層軽減させることを目的として、子ども医療費助成制度を拡充するため、当該条例の一部を改正するものです。

3ページ、新旧対照表をお開きください。

定義では、第2条第1号中「乳幼児、児童及び生徒」を「乳幼児及び児童」に改め、「須恵町 重度障がい者医療の支給に関する条例による重度障がい者医療費の支給を受けている者」を削り、 同条第2号中「次のいずれかに該当する者をいう。」を「6歳に達する日以降の最初の3月 31日までの間にある者」に改め、同号ア及びイを削り、同条第3号中「12歳」を「15歳」 に改め、同条中第4条を削り、第5号を第4号に、第6号を第5号にします。

子ども医療費の支給では、4ページ、第4条第1項ただし書中「第2条第2号イに掲げる乳幼児、第3号に掲げる児童及び第4号に掲げる生徒にあっては、当該医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次に掲げる額については支給しない」を「児童にあっては、自己負担分相当額のうち医療機関(薬局を除く。)ごとに1月につき500円(自己負担分相当額が500円に満たないときは、自己負担分相当額)については、支給しない」に改め、同項の表を削り、同条中第3項を第4項に、第2項を第3項とし、第1項の次に、2前項ただし書の規定にかかわらず、対象者が入院した場合は、当該入院に係る自己負担分相当額の全額を支給としています。

この改正により、子ども医療費の入院外において自己負担額は、3歳から就学前で、現行、一 医療機関につき月額800円を自己負担なしに、小学生、一医療機関につき月額1,200円まで、中学生、一医療機関につき月額1,600円までを、一医療機関につき月額500円までとします。

重度障がい者医療においては、3歳以上中学生が子ども医療に移行することにより、助成内容がよくなり、3年に一度の更新の事務的負担がなくなります。

入院については、現行3歳から中学生まで、一医療機関につき1日500円、月額上限7日間で3,500円が、自己負担なしとなります。

対象から除外するのは、生活保護法の保護を受けている者、ひとり親家庭等医療費の支給を受けている者となります。

2ページでは、附則として、1、この条例は令和6年4月1日から施行し、同日以降に受ける

医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

2、町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町子ども医療費の 支給に関する条例第5条に係る子ども医療費の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して子ど も医療証を交付することができるとしています。

質疑として、早生まれの場合の助成内容の質疑に、誕生日にかかわらず、同学年の子は、4月 1日から同じ区分の助成を受けることになりますとの答弁でした。

条例改正による拡充対象人数と町の負担増の予想額の質疑に、拡充対象人数は3,788人、町の負担額は1,200万円程度と予想していますとの答弁でした。

審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長(松山 力弥) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 ――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 ――討論なしと認めます。よって、議案第55号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

# [起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第55号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第10. 議案第56号

○議長(松山 力弥) 日程第10、議案第56号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子。

○文教厚生委員長(今村 桂子) 議案第56号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の 一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、子育て世帯の経済的負担をより一層軽減させることを目的として、重度障がい者 医療費助成制度を拡充するため、当該条例の一部を改正するものです。

3ページ、新旧対照表をお開きください。

対象者、第3条第1項第1号中「3歳に達する日の属する月の翌月からの」を削り、同条第 2項に「3号、須恵町子ども医療費の支給に関する条例第2条第1号に規定する子ども」を加え る。

第4条第1項第1号中「15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者は、1月につき3,500円及び15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者は、1月に

つき2,100円を削る。」に改正します。

この改正により、3歳から中学生までは、現行、入院一医療機関1日500円、上限7日、 3,500円までが自己負担なしとなるため、自己負担の少ない子ども医療費に移行し、高校生 以上が重度障がい者医療費の対象になります。

2ページです。

附則として、施行期日等、1、この条例は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に受ける 医療に係る重度障がい者医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2、町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例第5条に係る重度障がい者医療費の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して重度障がい者医療証を交付することができるとしています。

質疑として、重度障がい者医療費の支給対象の質疑に、認定の区分が、身体障がい者は、身体障害者手帳1級、2級、知的障害者は、療育手帳のA判定、重複して障害を持っている方は、身体障害者手帳3級かつ療育手帳のB判定、精神障害は、精神障害者保健福祉手帳1級の方々が、重度障がい者医療の対象になりますとの答弁でした。

3歳未満の子どもの場合は、重度障がい者医療費での支給はありますかとの質疑に、3歳未満は、障害の有無にかかわらず全て医療費は無料ですとの答弁でした。

重度障がい者の人数の質疑に、令和5年8月1日現在、重度障がい者は573人で、うち、今回の支給制度の対象となる方は、3歳から15歳は21人ですとの答弁でした。

重度障がい者医療証の受給資格となる療育手帳等の再判定により、受給資格を満たさなくなった場合の医療証の更新についての質疑に、再判定日の属する月の末日までは重度障がい者医療証が使用でき、翌月から、対象から外れることになります。資格の確認については、福祉課との情報連携により更新していますとの答弁でした。

審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長(松山 力弥) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 ――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 ――討論なしと認めます。よって、議案第56号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

#### [起立全昌]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第56号須恵町重度障がい者医療費の 支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

# 日程第11. 議案第57号

○議長(松山 力弥) 日程第11、議案第57号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子。

**○文教厚生委員長(今村 桂子)** 議案第57号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例 の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、子育で世帯の経済的負担をより一層軽減させることを目的として、ひとり親家庭 等医療費助成制度を拡充するため、当該条例の一部を改正するものです。

3ページ、新旧対照表をお開きください。

ひとり親家庭等医療費の支給では、第4条第1項ただし書中「当該医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次の各号に規定する額については支給しない。」を「医療機関(薬局を除く。)ごとに次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額(第2号の場合に係る自己負担分相当額が同号に定める額に満たないときは、自己負担分相当額)については、支給しない」に改め、同項第2号を前号に掲げる場合以外の場合、「1月につき800円(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある対象者にあっては、1月につき500円)」に改めます。

第4条中、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に2項「前項ただし書の規定にかかわらず、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある対象者が入院した場合は、当該入院に係る自己負担分相当額の全額を助成する。」に改正します。議案第55号の子ども医療費の自己負担額と同額にする改正です。

この改正により、中学生以下の、入院外一医療機関月額800円が、自己負担、一医療機関 500円に、入院、一医療機関1日500円、上限7日の月額3,500円が、自己負担なしに なります。高校生の改正はありません。

2ページです。

附則として、施行期日等、この条例は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に受ける医療 に係るひとり親家庭等医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2、町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町ひとり親家庭等 医療費の支給に関する条例第5条に係るひとり親家庭等医療証を交付することができるとしてい ます。

審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長(松山 力弥) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。──討論なしと認めます。よって、議案第57号について採決に入ります。本案に対する委

員長の報告は可決です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

# [起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第57号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

# 日程第12. 議案第61号

# 日程第13. 議案第62号

〇議長(松山 力弥) 日程第12、議案第61号及び日程第13、議案第62号自治功労者の推 戴について、以上、2議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長(猪谷 繁幸) 議案第61号自治功労者の推戴について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、表彰条例の規定により、本議会の同意を求めるものです。

住所、糟屋郡須恵町大字上須恵113番地。氏名、長澤誠司。生年月日、昭和28年5月 25日、70歳。

2ページ目をお開き下さい。

長澤氏は、須恵町議会議員を平成7年5月から平成26年2月まで、須恵町議会議長を平成15年5月から平成19年4月まで務められ、通算で22年10か月となります。須恵町表彰条例の第5条第3号に議会議員の在職16年以上とあり、この規定に該当しますので、自治功労者として推載するものです。

以上、審査の結果、総務建設産業委員会全員賛成で同意しております。

- ○議長(松山 力弥) 委員長、続きながら62号もお願いします。
- ○総務建設産業委員長(猪谷 繁幸) すみません。失礼しました。

議案第62号自治功労者の推戴について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、表彰条例の規定により、本議会の同意を求めるものです。

住所、糟屋郡須恵町大字旅石129番地1。氏名、本原康子。生年月日、昭和27年3月13日、71歳。

2ページ目をお開き下さい。

本原氏は、保護司を平成5年3月から現在まで活動されており、現在のところ30年と5か月が経過しております。須恵町表彰条例の第5条第4号に、行政上選任され、委員在職30年以上とあり、各種委員の中に保護司が含まれており、この規定に該当しますので、自治功労者として推載するものです。

以上、審査の結果、総務建設産業委員会全員賛成で同意しております。

**○議長(松山 力弥)** 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、 御異議ありませんか。

# [「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。討論を省略し、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

## [起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第61号自治功労者の推戴については 原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって 議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

#### [起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第62号自治功労者の推戴については 原案のとおり同意することに決定しました。

# 日程第14. 議案第63号

○議長(松山 力弥) 日程第14、議案第63号令和5年度須恵町一般会計補正予算(第3号) を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長(田ノ上 真) 議案第63号令和5年度須恵町一般会計補正予算(第3号)について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,060万

6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億9,054万 4,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正第2条、地方債の追加は第2表地方債補正によるとしております。

債務負担行為の補正第3条、債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、説明については省略いたします。 質疑として、歳出、2款1項ホームページ改修委託料について、ホームページにはめ込む動画 の詳細を問うもの。答弁として、作成中の動画をトップページに埋め込む形になる。動画プロジ ェクトは町民参加で、町の人や風景など様々な動画を撮影し作成する。募集して集まった方々が ボランティアで約四、五十名。関わり方はそれぞれ。映画制作会社のスタッフが指導者となって 進めているというものでした。

同じく2款1項オープンイノベーション戦略推進事業について、特別旅費の詳細を問うもの。 答弁として、年内に2名、年明けに2名が行く予定。行き先はインドネシアのバリ島の北部のシンガラジャという地区になる。現地の看護学校、国立の助産師専門学校、私立・国立の病院等の 視察を目的にしているというものでした。

同じく2款1項校区コミュニティ推進事業について、ふれあいレインボー外構整備工事請負費 の詳細を問うもの。答弁として、表から入って学童まで通る道路側の部分、舗装工事だが、入札 案件になったので、概要書を提出して着工し、できればイルミネーションの前には竣工したいと 考えているというものでした。

3款2項児童福祉施設運営事業について補助の詳細を問うもの。答弁として、給食費を値上げしている施設は、県の規定で補助金を給付しないが、その分を戻せば補助するというものでした。関連して、南幼稚園の派遣職員はいつ頃から募集をかけていくのかという質疑に、答弁として、早急に始める。早めに動き出さないと難しくなる。予定は20名。今回募集を業務委託にした理由は、今までのように普通に募集してもこれだけの人数の確保は困難、より多くスタッフを抱えている人材派遣会社に委託すべきと判断した。集まるかは入札をかけてみないと分からないというものでした。

3款2項子ども医療費助成事業について、公費医療費システム改修業務委託料の詳細を問うもの。答弁として、公費医療費支給制度は福岡県の制度で、今回のシステム改修等は、町の条例に基づくシステム改修。来年度の4月からの施行のため、その前に医療証等発送準備を整える。年明けぐらいから個別の対象者に周知というスケジュールを検討しているというものでした。

4款1項住民検診事業について事業の詳細を問うもの。答弁として、検診の項目の見直しは、例として「中性脂肪」を「空腹時中性脂肪」に変更など、また、問診票の項目は、喫煙・飲酒・飲酒量の選択の変更等の変更、特定保健指導に関しては、今までは実施をした者に対して点数をつけて評価をしていたが、アウトカム評価ということで、結果が改善した者も評価の対象にする。令和6年度からは評価の見直しが行われるというものでした。

7款1項生活支援商品券発行事業について事業の詳細を問うもの。答弁として、電子化するが、スマホ対応ではなく、SUGOCAとかnimocaのようなカードのタイプで実施する。販売登録店には読み取る機械をレンタルし、利用者は、お店でかざしてもらうだけになる。約60店舗を見込んでいる。1万3,700人が対象者で、ゆうパックで12月の初旬から随時発送というものでした。

また、デジタルになったほうが経費が抑えられるのかという質疑に、答弁として、事務委託料 的にはあまり変わらないが、事業者が換金に来る手間が省けるので経費が抑えられるというもの でした。

また、その他事業の周知方法の質疑に、答弁として、説明書を同封する、ホームページなどで 周知する、使用期限が近づくと通知・再通知を行うというものでした。

8款3項河川維持事業について、水位計の設置箇所を問うもの。答弁として、設置場所は商業施設のトライアルの敷地内の行瀬水路の下流側のほうの1か所。危険水位を早期に察知することにより、県道志免・須恵線の旅石宮ノ下交差点や周辺住宅の冠水を未然に防ぐためというものでした。

10款2項小学校給食事業について事業の詳細を問うもの。答弁として、1食当たり1人310円の計算で、本年度分の補助を行うというものでした。

10款5項公民館事業について、類似公民館等施設整備費補助金の詳細を問うもの。答弁として、新原区が消防設備改修工事、それに伴う非常用照明器具の取替工事、南米里公民館が公民館敷地内の舗装工事、旭ケ丘公民館は公民館周辺の柵、アルミフェンスの取替設置工事、甲植木区が公民館内のステージ及びトイレの改修工事、川子地区公民館は屋根の修繕、補助金なので、全体の費用の2分の1の補助です。

川子地区公民館は、地区公民館ということで町有、したがって、川子地区公民館の場合は9割が町負担というものでした。

同じく10款5項図書館施設維持管理事業について、選定業務委託料の詳細を問うもの。答弁 として、北側斜面の竹林が危険ではないかと判断したというものでした。

同じく10款5項久我記念館管理運営事業について、展示室カメラ設置工事の詳細を問うもの。 答弁として、カメラの設置台数は、1階部分に6台、2階部分に2台、合計8台。事務所にワイ ドモニターレコーダーを配置し、そこで監視する。

カメラの機能は、解像度が200万画素、フルハイビジョンレベルの画質で、顔の識別までできる。保存容量は、ハードディスクで容量4テラバイト、大体、1テラバイトが166時間なので、1週間程度、7日分の保存が可能。4テラバイトになると、その4倍は1か月程度の保存ができ、その都度上書き保存を繰り返すというものでした。

以上、当委員会、慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長(松山 力弥) 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第63号について討論に入ります。討論はありませんか。──討論なしと認めます。よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第63号令和5年度須恵町一般会計補 正予算(第3号)は委員長報告のとおり可決されました。

[起立全員]

## 日程第15. 発議第3号

○議長(松山 力弥) 日程第15、発議第3号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見 書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。1番、平山諭君。

○議員(1番 平山 論) 議案書の1ページをお願いします。

発議第3号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について、この議案について、別紙のとおり須恵町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出するものです。

提案理由として、森林の有する様々な公益的機能を果たすべく、干ばつなどの森林整備の財源 として、令和元年度に森林環境譲与税が創設されたところです。しかしながら、多くの森林を抱 える我が須恵町では、森林整備の費用に不足が見込まれ、さらなる財源が必要となっています。

よって、森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、譲与基準 を見直すことを強く求めるため提出するものです。

2ページに意見書の内容を示しており、ただし書きで、財源確保には個人の負担増とならないような配慮をお願いするものです。詳細については、全員協議会で確認しておりますので、割愛させていただきます。

また、3ページに意見書の提出先を示しております。

以上、よろしくお願いします。

○議長(松山 力弥) 提出者の説明が終わりました。この議案については全員協議会においても協議なされておりますので、質疑を省略し、これより発議第3号について討論に入ります。討論はありませんか。──討論なしと認めます。よって、発議第3号について採決に入ります。本案に賛成の方は起立願います。

## [起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。 よって、発議第3号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出については原案のとおり可決することに決定しました。

# 日程第16. 発議第4号

○議長(松山 力弥) 日程第16、発議第4号議会改革調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。3番、白水春夫君。

○議員(3番 白水 春夫) 議案書の1ページをお願いします。

発議第4号議会改革調査特別委員会の設置に関する決議について、この議案について、別紙の とおり須恵町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出するものです。

提案理由として、2ページの決議をお願いします。

- 1つ、名称は、議会改革調査特別委員会とし、2、設置の根拠は、地方自治法第109条及び 須恵町議会委員会条例第4条で特別委員会の設置等が規定されています。
- 3、目的は議会改革に関する調査です。積極的に議会の見直しと活性化を進める議会改革の取組を推進し、議会としての役割と責任を果たすため調査します。
  - 4、委員の定数は7人です。
  - 5、調査期間は、調査が終了するまでといたします。

以上、よろしくお願いします。

○議長(松山 力弥) 提出者の説明が終わりました。この議案については、全員協議会において も協議がなされておりますので、このとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって、発議第4号議会改革調査特別委員会の設置に関する決議については可決することに決定しました。

次に、特別委員会委員の選任については議長において指名したいと思いますが、この取扱いに 御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。ここで、議会改革調査特別委員会の委員を報告し

ます。

田ノ上真君、今村桂子君、百田輝子君、稲永辰己君、男澤一夫君、白水春夫君、平山諭君の 7名を指名いたします。

よって、ただいま指名いたしました7名を選任することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。

また、審査期間は、目的の審査が終了するまでとします。

# 日程第17. 委員会の閉会中の継続調査について

〇議長(松山 力弥) 日程第17、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出があっております。

お諮りします。議会運営委員会より、議会運営、議会改革の取組及び予算決算の審査方法について、総務建設産業委員会より、須恵町及び福岡都市圏の水道施設について、文教厚生委員会より、手話基本条例及び手話推進事業について。

以上、各委員会申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(松山 力弥)** 御異議なしと認めます。

.....

## 日程第18. 議員の派遣について

○議長(松山 力弥) 日程第18、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣したいと思いますが、 御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、 会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

〇議長(松山 力弥) 以上で、9月議会定例会の全日程を終了しました。本会議終了後12時 10分より議会改革調査特別委員会を正副議長室で開催し、その後、広報特別委員会を第3会議 室で開催しますので、委員の方は御集合願いします。

広報特別委員会におきましては、午後1時からといたします。

会議を閉じます。令和5年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午後0時00分閉会

# 会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 山 力 弥

署名議員 8 番 百田 輝子

署名議員 9 番 三角 栄重